

(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター
(児童相談所・青少年センター)

整備計画

令和４年６月

柏 市

目 次

1 整備計画の策定	1
(1) これまでの経過	1
(2) 青少年センター敷地内への開設と「子ども・若者総合支援センター」.....	1
(3) 整備計画策定の目的.....	1
2 「子ども・若者総合支援センター」の概要	3
(1) 基本的な方針.....	3
(2) 基本的な取り組み	4
(3) 「子ども・若者総合支援センター」の機能.....	5
(4) 情報システムによる子どもに関する情報の連携	8
3 「子ども・若者総合支援センター」の各機能	9
(1) 妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）	9
ア 位置づけ	9
イ 柏市でのこれまでの取り組み.....	9
ウ 「子ども・若者総合支援センター」での役割	10
(2) はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）・一時預かり.....	11
ア 位置づけ	11
イ 柏市でのこれまでの取り組み.....	11
ウ 「子ども・若者総合支援センター」での役割	11
(3) 子ども家庭総合支援センター	13
ア 各機能の概要	13
(ア) 子ども家庭相談課 家庭児童相談班（子ども家庭総合支援拠点）	13
(イ) 乳幼児班・学齢児班	17
(ウ) 発達支援班	20
(エ) 児童相談所	22
(オ) 一時保護所	24
イ 総合相談窓口	26
(ア) 保護者や子どもからの相談.....	26
(イ) 関係機関からの相談・通告.....	27
(ウ) 189・夜間通報.....	27

(4) 青少年センター	28
ア 社会的背景	28
イ 国・千葉県の取り組み	28
ウ 柏市でのこれまでの取り組みと現状	29
エ 「子ども・若者総合支援センター」を中心とした若者支援	30
4 子ども家庭総合支援センターの組織及び職員体制	32
(1) 組織体制	32
(2) 職員体制	33
5 施設整備	35
(1) 施設整備地の概要	35
ア 施設整備地の決定	35
イ 既存施設の取り扱い	38
ウ 整備範囲	39
エ 法規制・必要協議	40
(2) 施設整備方針	42
(3) 施設内ゾーニングと諸室	45
ア 基本ゾーニング	45
イ 一般開放エリア	47
ウ 一般相談エリア	48
エ 専門支援エリア	49
オ 一時保護所エリア	50
カ 管理・職員専用エリア	52
キ 外部エリア（グラウンド、駐車場、緑地）	53
(4) 施設規模・建物仕様	54
ア 施設規模	54
イ 建物仕様	54
(ア) 耐震性能・災害時 B C P（事業継承計画）	54
(イ) 二酸化炭素排出量の削減	54
(5) 概算工事費	56
(6) 今後の整備スケジュール	57
(7) 事業・発注手法の検証	57
ア 事業手法	57

イ 発注手法	60
(8) 整備財源	60
6 基本計画の課題への対応	61
(1) 人材の育成・確保	61
(2) 広域的な連携.....	62
(3) 財政負担	63

1 整備計画の策定

（１）これまでの経過

全国の総人口や年少人口（15 歳以下）が減少する一方で，児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっています。平成 28 年の児童福祉法改正では中核市等の児童相談所設置を促進することが明記され，本市においてもこども部こども福祉課内に児童相談所設置調査担当を配置，児童相談所の設置に向けた検討を図ってきました。

検討の結果，本市では児童虐待の背景にある家庭が抱える複雑かつ困難な課題に対し，きめ細かな対応を図る必要があることから，児童相談所の機能のみならず，これまで取り組んできた子育て支援や発達相談等，支援の機能を加えた「（仮称）柏市子ども家庭総合支援センター（以下「子ども家庭総合支援センター」という。）」を開設することとし，令和 8 年度中の開設に向けた「（仮称）柏市子ども家庭総合支援センター基本計画（以下「基本計画」という。）」を令和 3 年 6 月に策定，公表したところです。

（２）青少年センター敷地内への開設と「子ども・若者総合支援センター」

基本計画策定後の検討を踏まえて，開設候補地とした青少年センター敷地内への新たな施設の整備にあたっては，青少年センター敷地内の各機能を最大限生かすとともに，青少年センターと子ども家庭総合支援センターが緊密に連携し，子どもから若者まで切れ目ない支援の提供を効果的に実現するため，既存の青少年センターの建物を解体し，同機能を含めた複合施設となる「（仮称）柏市子ども・若者総合支援センター（以下「子ども・若者総合支援センター」という。）」として建設することとしました。

基本計画にあるように，児童福祉法に基づく対象児童が 18 歳未満であるため，それ以降の児童養護施設を退所した児童や若者等の「孤独や孤立」は，社会的な問題となっており，本市においても，高校生の要支援児童には発達や心身への課題，また社会性が不足する傾向がみられるなど，児童の自立に向けた継続的な相談や支援が必要とされています。

子ども・若者総合支援センターでは，困難を抱える子どもたちが健やかに成長して自立した生活を送れるよう，同一施設内の各機能の連携による継続的な相談・支援を提供することを目指していきます。

（３）整備計画策定の目的

「（仮称）柏市子ども・若者総合支援センター整備計画（以下「整備計画」という。）」では，基本計画に示した子ども家庭総合支援センターの支援体制や施設機能

等について、より具体的に示すとともに、青少年センター機能における新たな若者支援との融合を図ることによって、子ども・若者総合支援センターを「子ども・若者への総合的な支援の拠点」として位置付け、その基本的な方針を示します。

また、本整備計画は、施設整備の概要を示し、令和4年度以降の施設の基本設計・実施設計・建設工事における基礎資料とする予定です。

2 「子ども・若者総合支援センター」の概要

(1) 基本的な方針

基本計画に示したとおり、本市の児童相談所は、全ての子どもに対する機動的な支援から、迅速な一時保護や施設措置、その後の自立に至るまでを一元的に取り組むため、児童相談所の機能のほか、現行の母子保健、教育、発達支援、家庭児童相談の各支援機能の一部を併せ持った「子ども家庭総合支援センター」として整備することとしました。

新たに建設する「子ども・若者総合支援センター」では、この子ども家庭総合支援センターの強みを最大限に活かしつつ、施設内に併設する青少年センターの機能との融合を図ることにより、児童福祉法の対象から原則外れる 18 歳以降の若者についても、総合的な相談に対応できるよう、相談支援体制の構築を図ります。

また、子どもの最善の利益のため、全ての子どもや若者とその家庭を対象にした「開かれた施設」として、子どもの年齢や悩み事に関わらず、あらゆる相談に高い専門性をもって、迅速かつ的確に必要な支援を提供していきます。さらには、その支援を、子どもたち自身の成長にあわせて一貫性をもって継続し、18 歳以降も引き続き社会的な自立に向けて相談や必要な支援につなげていきます。

【5つの方針】

- ① 全ての子ども・若者のあらゆる相談に対応し、誰一人取り残すことなく複合的な課題を丸ごと支援します。
- ② 子どもの成長に合わせて、情報を連携させ、出生から自立まで一貫して切れ目なく支援します。
- ③ 各種の支援機能と児童相談所の介入機能によって、困難を抱える子どもや家庭を早期に発見し、支援につなげ、児童虐待の未然防止の強化を図ります。
- ④ 相談や支援にあたっては、子どもの最善の利益を優先し、一時保護所においては子どもの安全と安心を守り、一人一人に寄り添った支援と家庭的な生活環境を提供します。
- ⑤ 「子ども・若者への総合的な支援の拠点」として、市民や関係機関との連携を図り、地域全体で全ての子どもや子育て家庭を見守る環境を目指します。

(2) 基本的な取り組み

子ども・若者総合支援センターでは、5つの基本的な方針を踏まえて、全ての子どもとその保護者に対する妊娠・出産期からの「子育て支援」、困難を抱える子どもやその家庭への支援を提供する「子ども家庭支援（＋児童相談所）」、そして高校生以降の若者の自立を後押しする「若者支援」を取り組みの大きな柱に位置付け、子ども・若者の総合的支援施策を推進します。

【3つの取り組み】

①子育て支援

妊娠・出産期からの子どもや子育てに関するあらゆる悩みについて、気軽に相談できる相談窓口や交流の場を設け、子どもや保護者のニーズと家庭状況を把握し、適切な助言を行うほか、困難を抱える子どもを必要な支援につなげます。

②子ども家庭支援（＋児童相談所）

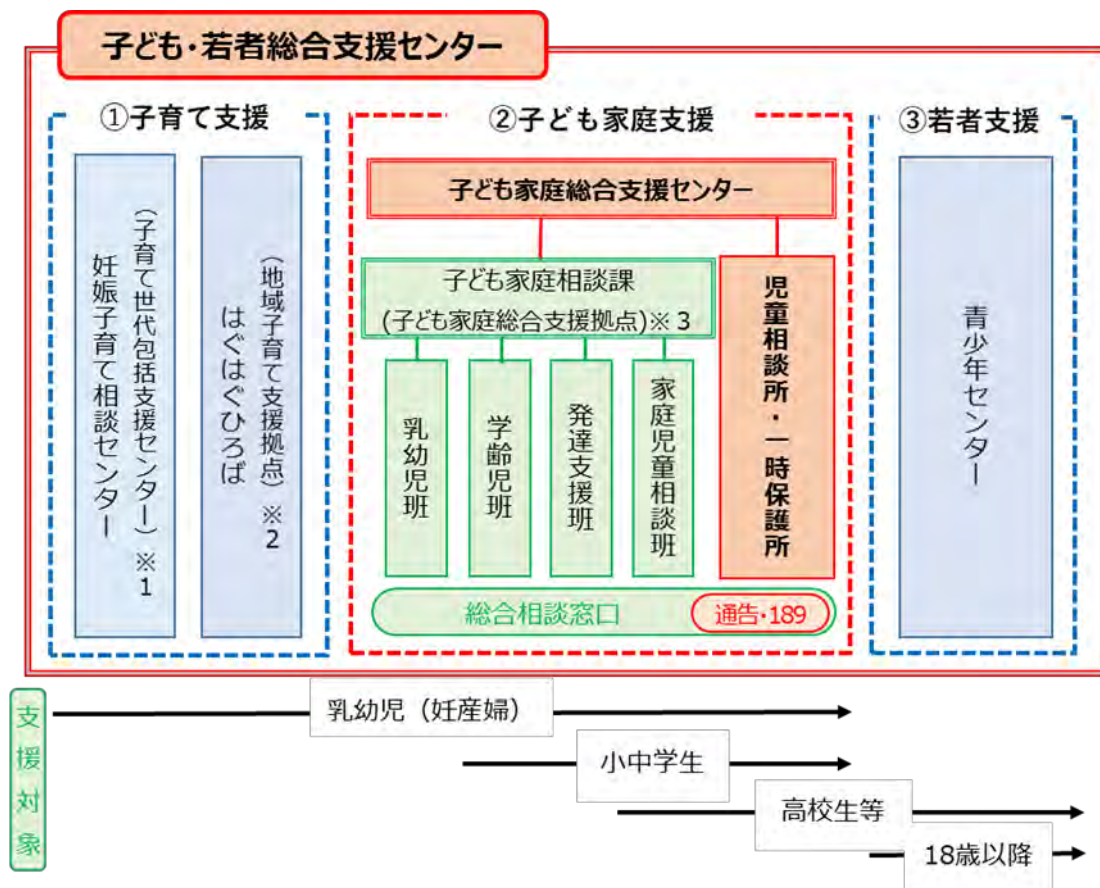
困難を抱える子どもやその家庭について、本人からの相談のほか、子育て支援や各種支援の機能、また児童相談所の介入による関りから、必要な支援方針を定め、子どもの成長にあわせて、一貫した切れ目ない支援を提供します。

③若者支援

見守りや支援が届きにくい高校生や、児童福祉法の対象から原則外れる18歳以降の若者について、継続的な相談窓口や居場所を提供し、必要な支援やサービスにつなげ自立を支援します。

(3)「子ども・若者総合支援センター」の機能

子ども・若者総合支援センター内には、基本的な取り組みを進めるため、児童相談所や若者支援を担う青少年センター機能のほか、国の制度において妊娠・出産・子育ての各支援拠点とされる機能を設けます。



※1 子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき、妊産婦や保護者の相談対応や、切れ目ない支援を提供し、育児不安の解消や児童虐待の未然防止を図ります。

※2 地域子育て支援拠点

児童福祉法に基づき、子育て家庭の相互交流や相談できる場を提供し、孤立の防止や子育てへの不安や負担の軽減を図ります。

※3 子ども家庭総合支援拠点

児童福祉法に基づき、要保護児童・要支援児童を中心に福祉的な支援業務の提供により児童虐待等の未然防止を図ります。

《設置機能（3つの取り組み別）》

① 子育て支援

子育て支援の取り組みでは、妊娠期から子育て期にわたる全ての子育て世帯への相談や支援に対応している「妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）」と、「はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）」の両機能を設置し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。

対象	機能	主な事業等
妊産婦・乳幼児	妊娠子育て相談センター (子育て世代包括支援センター)	母子健康手帳発行・妊婦面談・出産育児相談
	はぐはぐひろば (地域子育て支援拠点)	子育て相談

② 子ども家庭支援（＋児童相談所）

子ども家庭支援（＋児童相談所）の取り組みでは、上述の子育て支援の各機能と子ども家庭総合支援センターの子ども家庭総合支援拠点としての機能が連動することにより、困難を抱えた子どもや家庭の早期発見・早期対応に取り組み、児童虐待等の未然防止や子どもの安心・安全の確保に努めます。

また、子ども家庭総合支援センター内には、「乳幼児班」・「学齢児班」を設置し、同センターと上述の子育て支援の各機能を含む母子保健サービスや小中学校とのパイプ役を務めるとともに、関係機関と密な連携を図りながら、子どもの成長にあわせて一貫性ある支援を切れ目なく提供できる体制を構築します。

また、子どもの安全等が十分に確認できないような場合には、立入調査や一時保護等の児童相談所としての権限を行使し、子どもの安全確保に努めます。

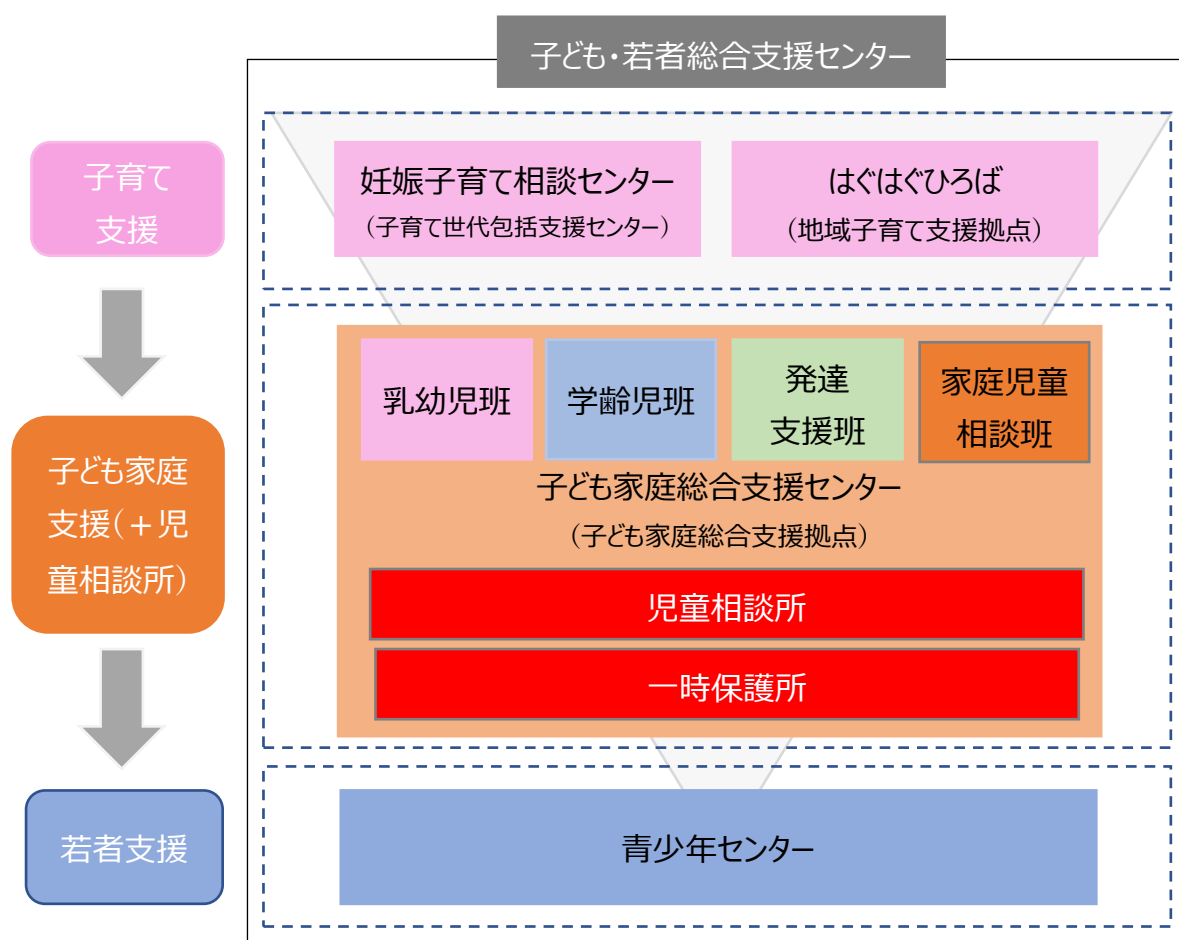
対象	機能			主な事業等
18 歳 まで	子ども家庭総合支援センター	（仮称）子ども家庭総合支援拠点 （仮称）子ども家庭相談課	総合相談窓口	あらゆる相談の対応窓口
			乳幼児班	特定妊婦等の相談支援・育児相談
			学齢児班	不登校等の教育相談・就学相談
			発達支援班	発達相談・障害児入所・療育手帳判定
			家庭児童相談班	要保護児童の児童虐待等の相談支援
	児童相談所・一時保護所			調査・診断・保護・措置

③ 若者支援

若者支援の取り組みでは、青少年センターの機能を活用し、見守りや支援が届きにくい高校生以降の若者に対して、継続的に相談できる場や居場所を提供し、自立に向けた相談支援に取り組みます。

対象	機能	主な事業等
高校生・ 18歳以降	青少年センター	高校生以上の若者の相談・居場所

【子ども・若者総合支援センターにおける相談支援体系】



(4) 情報システムによる子どもに関する情報の連携

子ども・若者総合支援センターでは、「子ども・若者への総合的な支援の拠点」として子どもの出生から成人後の自立までの一元的な支援に取り組めます。

そのため、要支援児童の情報は、法令遵守と個人情報保護への十分な配慮のもと必要な範囲において子ども・若者総合支援センター内の各機能にて分野横断的に連携することができるシステムの構築を検討します。

国においても、子どもの貧困対策や虐待防止を目的に、教育・保育・福祉・医療等の分野を越えたデータ連携の在り方について検討を進めています。これらの情報をもとに困難を抱えた子どもに対し積極的にアプローチを行い、児童虐待等の早期発見・早期支援に取り組む仕組みを目指しているところです。

本市では、国の動向を注視しながら、支援を要する子ども・若者へ一貫性ある支援を継続して提供できるよう、子ども・若者総合支援センターの開設にあわせて、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について検討していきます。

3 「子ども・若者総合支援センター」の各機能

取り組み① 子育て支援

(1) 妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）

ア 位置づけ

妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）は、母子保健法第22条に規定され、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供し、育児不安の解消や児童虐待の予防の役割を担うものとされています。

そのため、同センターには、母子健康手帳交付時の妊婦面談等や情報の一元管理、関係機関や支援へのつなぎ等によって、妊産婦や乳幼児等に対する包括的な支援を提供することが求められています。

また、妊娠・出産のみならず、保育園や幼稚園などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう情報の提供や支援サービスの紹介等を包括的に運営する機能を担うものとされています。

イ 柏市でのこれまでの取り組み

「柏市母子保健計画」では、切れ目ない支援や有機的な連携により、安心した妊娠・出産・子育てが可能となり、本来の家族機能が発揮され、親子が共に育まれるまちを目指し、「親子がともに健やかに育つまち柏」を基本理念に掲げています。

本市では、妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）を市内4か所に開設、保健師や助産師などが相談に応じ、妊娠・出産・育児期というライフサイクルを女性やその家族がより健やかに過ごせるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を行っています。

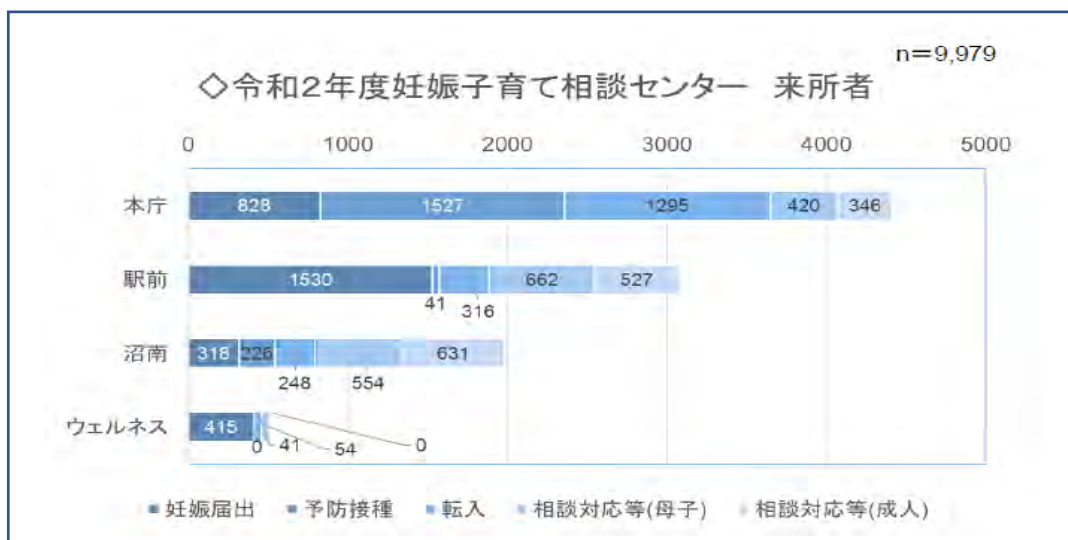
令和2年度における4か所の施設の延利用者数は約1万人であり、利用の約半数が妊娠届出書の提出及び母子健康手帳の発行に係る利用です。妊娠子育て相談センターでは、このような機会を捉え、妊娠や出産、子育てへの相談に応じ、妊産婦の不安解消等に努めています。

【妊娠子育て相談センターの取組概要】

場所	内容等
柏駅前 (行政サービスセンター向かい)	・母子健康手帳の交付・面談 ・母子保健事業の案内 ・妊娠・出産・産後の相談
市役所本庁	平日 9 時～17 時
ウェルネス柏	
沼南支所	

【妊娠子育て相談センターの利用状況】

(人)



ウ 「子ども・若者総合支援センター」での役割

子ども・若者総合支援センターにおける妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）は、市内 5 か所目のセンターとして主に北部地域の妊産婦を対象に、出産や育児等に係る様々な問題や相談に対応します。

妊婦面談は、子どもへの支援の入口であり、複合的な課題を抱えている家庭や、若年などの特定妊婦からの相談については、子ども家庭総合支援センター（子ども家庭総合支援拠点）の家庭児童相談班や乳幼児班と情報共有や連携を図りながら、出産や育児において継続的な支援や見守りを行っていきます。

また、「はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）」との連携を図ることで同拠点の

利用者に対し、より専門的な相談対応を行うなど、子育て支援の強化を図り、地域の子育て力の向上に努めます。

(2) はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）・一時預かり

ア 位置づけ

核家族化や地域のつながりが希薄化する中、子育て家庭の孤立や、子育てへの不安や負担感が課題となっています。

はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、子育て中の親子が集い、交流しながら気軽に子育てに関する相談ができる場所を提供することを目的に設置されています。

本拠点では、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等を基本的事業として実施するとともに、さらなる事業の展開として、一時預かり等の地域の子育て支援活動や、高齢者等の多様な世代との交流などの取り組みが求められています。

イ 柏市でのこれまでの取り組み

本市では、就学前の乳幼児と保護者や、妊婦が気軽に利用できる施設として、スタッフが常駐し、親子で楽しく遊んだり、ほかの親子と交流して友達を作ったり、情報交換できる場を提供するほか、子育て支援アドバイザーによる子育てに関する相談対応や子育て情報の提供、子育てに役立つ育児講座を実施しています。

はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）は、青少年センターに開設している「はぐはぐひろば若柴」と沼南社会福祉センターに開設している「はぐはぐひろば沼南」のほか、市内の各保育園に開設している地域子育て支援センターをそれぞれ地域の子育て支援拠点として位置づけ、取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策のため、近年利用を制限せざるを得ない状況が続いているものの、育児への不安や負担感の解消を求める保護者からの施設へのニーズは、外出自粛によってこれまで以上に大きくなっています。

ウ 「子ども・若者総合支援センター」での役割

子ども・若者総合支援センター内に開設を見込む「はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）」は、既に青少年センターに設置している「はぐはぐひろば若柴」の移転を想定しています。

移転後の取り組みについては、現状取り組んでいる事業の継続を基本とし、その他、令和元年度から取り組んでいる柏駅前のはぐはぐポケット中央のような一時預かりの機能による、育児負担の軽減等を図っていきます。また、子ども・若者総合支援センター内の専門性を活かしたイベントや講座等の実施を検討していきます。その他、妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）とともに、乳幼児やその保護者への子育て支援や相談に取り組み、支援を要する子どもや家庭の早期発見と、より専門的な支援が必要な場合には、子ども家庭総合支援センターと連携を図りながら、迅速かつ的確な支援につなげます。

【はぐはぐひろば及びはぐはぐポケットの取組及び利用概要】

会場	内容		利用実績
はぐはぐひろば若柴	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流する場の提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。また、子育て支援アドバイザーにより、相談対応・専門機関への引継ぎ等を行う。	令和 2 年度：11,271 人 令和 元 年度：10,910 人 平成 30 年度：14,301 人
はぐはぐひろば沼南			令和 2 年度：14,153 人 令和 元 年度：22,922 人 平成 30 年度：24,965 人
はぐはぐポケット中央	乳幼児一時預かり	育児負担の軽減などのために、一時的に保育が必要になったとき、小学校就学前のお子さんをお預かりする。	令和 2 年度： 742 人 令和 元 年度： 433 人 ※令和元年 11 月開設

取り組み② 子ども家庭支援（＋児童相談所）

（３）子ども家庭総合支援センター

子ども家庭総合支援センターは、先に策定した基本計画に示したとおり、児童虐待等の重篤なケースへの対応や一時保護・措置等の権限行使を行う児童相談所の機能と、これまで市で取り組んでいる家庭児童相談での子ども家庭総合支援拠点の役割に母子保健、教育分野、発達支援の一部支援機能を加えた一体的な支援体制を構築します。

本体制によって、児童相談所の「介入」と、これまでの家庭児童相談等の「支援」の両機能をもって、一元的な情報管理のもと、一貫性あるアセスメント（評価）と意思決定に基づき、迅速な「介入」や「支援」に努めます。

ア 各機能の概要

（ア）子ども家庭相談課 家庭児童相談班（子ども家庭総合支援拠点）

ａ 位置づけ

子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法第 10 条の 2 に基づき、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る機能を有する組織であり、市区町村ごとに設置が求められています。

妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）等において把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目ない支援を提供するとともに、かつ子育て支援施策や母子保健施策等の関係機関との連携や調整を図ることが求められています。

なお、現在、国では、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターのそれぞれの設立の意義や機能を維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めるよう児童福祉法の改正を検討しています。

ｂ 柏市でのこれまでの取り組み

本市では、現在、こども部こども支援室家庭児童相談担当にて子ども家庭総合支援拠点の役割を担い、保健所の妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）等の関係機関との連携を図り、児童虐待防止対策等に取り組んでいます。

また、児童福祉法第 25 条の 2 に基づき、虐待や非行等の様々な課題を抱えた

子どもの早期発見と適切な保護を目的として市区町村に設置することが求められている「要保護児童対策地域協議会」の運営を担い、県児童相談所、学校・教育委員会、警察をはじめとする行政機関のほか、地域の民生委員児童委員や健康づくり推進員、医療機関等の関係団体の参加協力のもと、要保護児童等に対する支援機関間の役割調整やケースの進行管理、支援方針の共有等に努めているところです。

【令和 4 年度 柏市要保護児童対策地域協議会の参加団体】

千葉地方法務局柏支局	千葉県柏児童相談所	千葉県柏警察署
千葉県児童生徒安全課	一般社団法人柏市医師会	一般社団法人柏歯科医師会
社会福祉法人 柏市社会福祉協議会	柏市地域生活支援センター	児童家庭支援センター相談室 ルッカ
柏人権擁護委員協議会	柏市民生委員児童委員協議会	柏市民健康づくり推進員 連絡協議会
柏市青少年相談員連絡協議会	柏市子ども会育成連絡協議会	柏市少年補導委員連絡協議会
柏市私立幼稚園協会	柏市私立認可保育園協議会	柏市認定こども園協議会
柏市立柏病院	柏市共生・交流推進センター	柏市広報広聴課
柏市障害福祉課	柏市生活支援課	柏市保健所保健予防課
柏市保健所地域保健課	柏市生涯学習課	柏市学校教育課
柏市学校保健課	柏市児童生徒課	柏市少年補導センター
柏市消防局救急課	柏市こども政策課	柏市子育て支援課
柏市保育運営課	柏市学童保育課	柏市こども発達センター
柏市こども福祉課	柏市こども支援室	

【柏市要保護児童対策地域協議会の主な活動状況】（令和 3 年度実績）

1	代表者会議	年 1 回活動計画・活動報告
2	実務者会議・進行 管理部会	毎月 1 回、対象児童の進行管理、支援方針、役割調整（年間実数計：要保護：702、要支援：281、特定妊婦 48）
3	情報提供依頼	各所属先での子どもの状況について毎月の情報提供（書面） 関係機関数：160 件（保育園・学校等） 対象児童数：498 人
4	個別ケース検討会議	関係機関間の支援対象児童に関する支援方針の検討 年 73 回
5	その他	啓発活動、研修（人材育成）

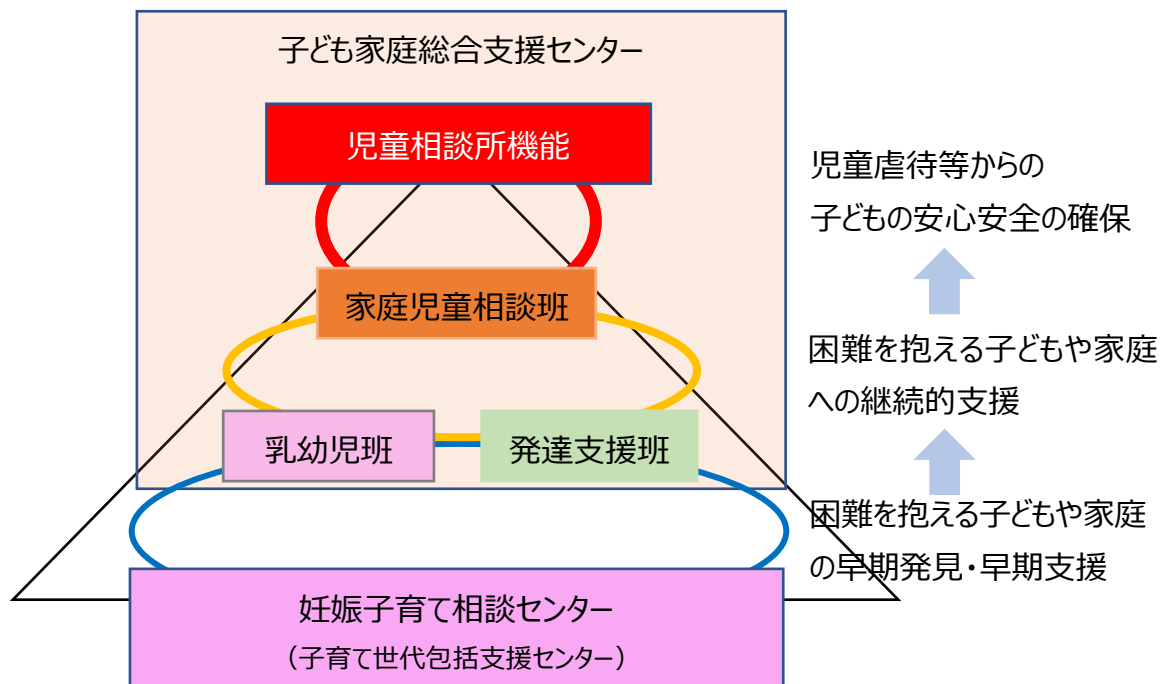
c 「子ども・若者総合支援センター」での役割

子ども・若者総合支援センターの開設後は、子ども家庭総合支援センター内の家庭児童相談班が、子ども家庭総合支援拠点の統括的役割を担い、要保護児童及び要支援児童への支援に係る調整や進捗管理に努めます。

子ども家庭総合支援センターでは家庭児童相談班が中心となり、乳幼児班や発達支援班等との連携を図りながら、困難を抱える子どもやその家庭の支援に取り組み、児童虐待の未然防止に取り組みます。一方で、子どもの安全確保を要する場合には、児童相談所機能との連携により、迅速な一時保護等につなげます。また、一時保護後、家庭復帰となった子どもやその家庭についても、引き続き様々な関係機関と連携を図りながら支援に取り組み、虐待の再発防止を図ります。

国で検討している「こども家庭センター」は、子ども家庭総合支援センター開設の趣旨と重なるものであり、子ども家庭相談班（子ども家庭総合支援拠点）と妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）による子どもへの一体的な相談支援体制を目指します。

【子ども家庭総合支援センターと妊娠子育て相談センターの連携体制】



(イ) 乳幼児班・学齢児班

県の児童相談所や市の家庭児童相談への相談や通告においては、中学生までの子どもに関する相談が約 8 ～ 9 割を占める現状にあります。

そのような中、市では、母子健康手帳発行時の妊婦の全数面談や、出産後の乳幼児全戸訪問事業、幼児健康診査等の保健所の母子保健事業において、全ての妊産婦や乳幼児の健康等を把握しているほか、学齢児については市立小中学校でほとんどの子どもの状況を直接目視で確認している環境にあります。

子ども家庭総合支援センターの支援体制は、このような環境を有する基礎自治体のメリットを最大限に活かし、妊娠期から就学前までの子どもと保護者を支援する母子保健事業と、小中学校にて子どもたちを見守る教育委員会の各機能の一部を一体化する支援体制を構築します。

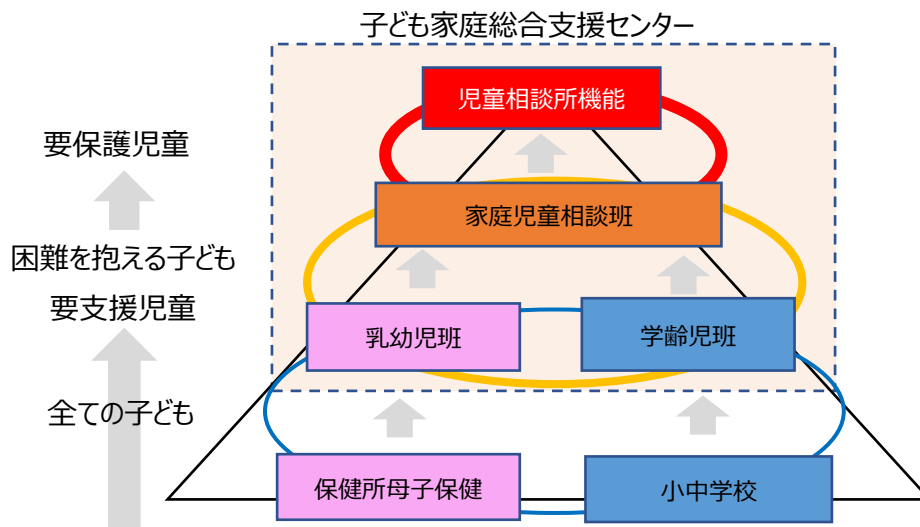
乳幼児班は、子ども・若者総合支援センター内の妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）の利用者のほか、妊婦面談や乳幼児全戸訪問等の保健所の母子保健事業において早期に発見した困難を抱える子どもや家庭に対し、関係機関との情報共有や連携を図りながら、継続的な支援と見守りに取り組みます。

学齢児班では、現在、教育委員会で取り組んでいる不登校等の教育相談や就学相談を、子ども・若者総合支援センター内でも実施を検討するほか、困難を抱える子どもや家庭について、小中学校や教育委員会と情報共有や連携を図り、支援につなげていきます。施設敷地内にある「教育支援センターきぼうの園」では不登校児童等への支援に既に取り組んでおり、開設後は相互に連携を図りながらより専門性の高い支援に取り組めます。

このように乳幼児班及び学齢児班は、関係機関との連携のもと困難を抱える子どもやその家庭について、早期発見・早期支援に取り組み、児童虐待や緊急の事態が生じた際の迅速かつ的確な対応に備え、家庭児童相談班や児童相談所機能と支援方針等について情報共有を図るなど、一体的な支援体制を構築していきます。

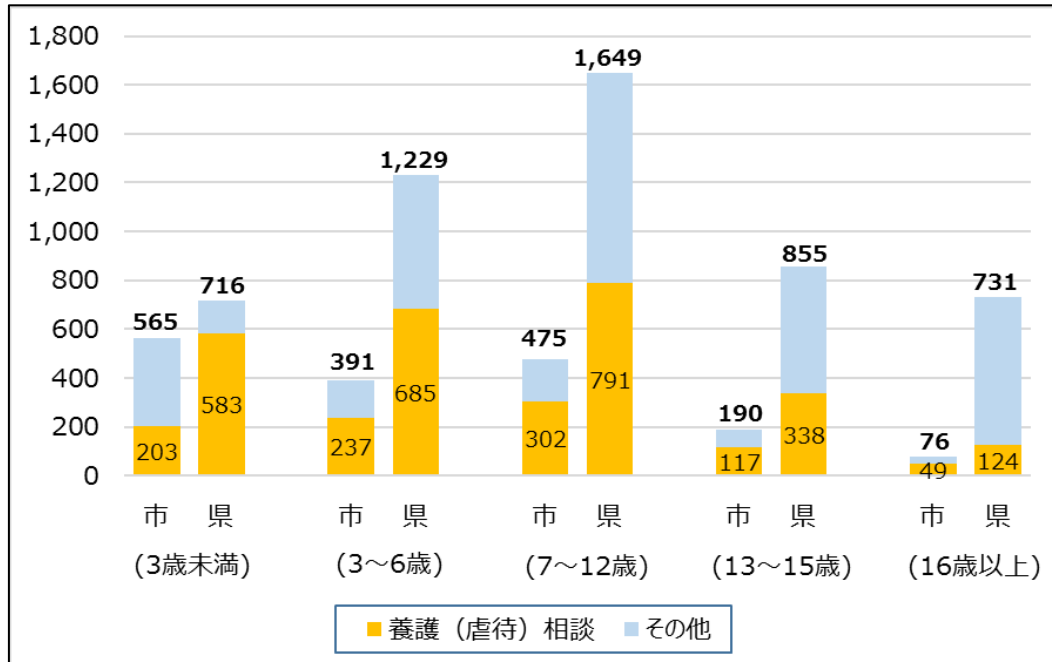
また、子どもの成長による就学・進学時に、必要に応じて支援情報を適切につなぎ、一貫した支援を切れ目なく提供していきます。

【乳幼児班・学齢児班の役割イメージ】



【市家庭児童相談と県柏児童相談所の年代別相談受付件数】（令和2年度）

(件)



【母子保健事業の利用状況】（令和２年度）（人）

妊娠届出	3,091	妊婦一般健康診査	37,696
乳児家庭全戸訪問	3,271	乳児一般健康診査	5,870
８か月児相談	860		
１歳６か月児健康診査	3,237	(受診率：92.8%)	
３歳児健康診査	3,467	(受診率：93.5%)	

【特定妊婦・ハイリスク妊婦の状況】（令和２年度）

（人）

妊娠届出	3,091
特定妊婦	269
ハイリスク妊婦	331

【教育相談の利用状況】（令和２年度）（人）

就学 相談	教育相談					
	性格	不登校	集団 不適應	学業	進路	その他
1,222	356	326	243	233	26	137

(ウ) 発達支援班

基本計画に示したとおり、一時保護された子どもの家庭状況には、養育する保護者自身に精神の疾患や知的な障害があったり、子どもに発達障害や不登校等の育てにくさが生じたりすることなどにより、養育が一層困難な状況に陥ってしまう傾向がみられることが分かっています。

以下の表は、柏児童相談所に一時保護されていた柏市の児童 13 人（8 世帯）の状況です。保護者が障害等を抱える家庭は 7 割を超え、子どもだけを見ても半数を超える状況にあります。

【特定時期における柏市の一時保護児童の状況】 ※基本計画 19 ページ再掲

保 護 者	精 神 疾 患 ・ 知的障害等 の心身の課 題	75.0%(6/8)	子 ど も	発 達 等 の 心 身 の 課 題	53.8%(7/13)
	ひとり親家庭	50.0%(4/8)		精神的不安定	38.5%(5/13)
	生活困窮	50.0%(4/8)		不登校(学齢児)	25.0% (1/4)
	身近な支援 者の不在	50.0%(4/8)		未就学児	69.0%(9/13)
	若年妊婦	37.5%(3/8)		学齢児	31.0%(4/13)
	D V	25.0%(2/8)			

そのため、子どもの発達課題についても早期発見・早期支援の取り組みが重要となり、子どもと保護者、双方への支援が必要です。

子どもへの支援については、自閉症児が就学前の早期に療育を受けることによって対人相互交流の能力が伸び、その後の社会予後を大きく変えうるという研究結果を国立成育医療研究センター（※1）が発表しています（平成 29 年）。

保護者については、ペアレントトレーニング等の実施により、保護者が子どもの発達の特性を理解し、その対応のスキルを獲得することによって子育てに自信を持てることは、親子のそれぞれのメンタルヘルスを向上させることが期待できるところです。先の国立成育医療研究センターの研究においても、早期の療育によって、保護者が子どもの波長に合わせて対応する力が向上することを明らかにしています。

また、児童虐待等のトラウマ体験が、子どもの発達を阻害し、発達障害と類似した行動や対人関係の問題を引き起こすことは、近年、脳科学的な知見として明らか

になっています。子どもの健やかな成長のため、発達障害や児童虐待等の課題に対しては、可能な限り早期のうちに適切な支援をすることが重要です。

発達障害児等への早期支援にあたっては、地域の医療機関、障害児福祉事業所をはじめ、母子保健、児童福祉、教育等の各分野の連携や協働が不可欠です。関係機関の連携のもと、子どもの発達課題を早期に発見し、必要な療育等の早期支援につなげ、必要に応じて、就学後の特別支援教育などへの円滑な支援と情報の引き継ぎが求められています。

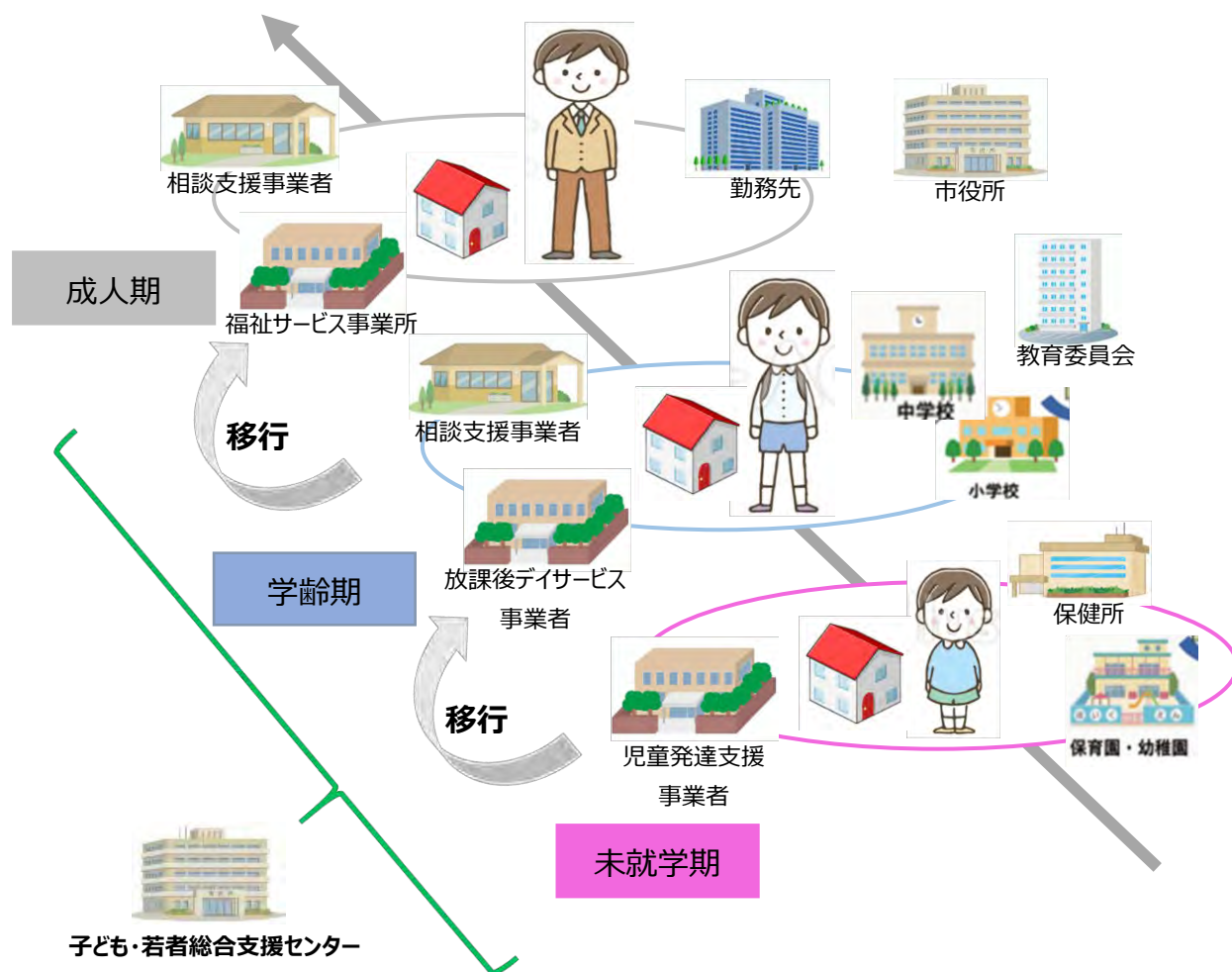
発達支援班では、現在、主に未就学児を中心に行っていることも発達センターでの相談事業を18歳まで対象を広げ、充実を図る予定です。相談の対象は、子どもや保護者のみならず、子どもたちの支援にあたっている保育園や幼稚園、小中学校の教員等の相談にも応じ、子どもの特性や関わり方に係る助言等にも取り組んでいく予定です。

開設後は、子ども家庭総合支援センターにて、地域の発達支援機関の中核的役割を担い、家庭や地域全体で発達課題を持つ子どもたちの健やかな成長を見守れる環境をコーディネートし、子どもの成長にあわせて一貫した支援を継続的に提供できるよう、引き続き具体的な事業や実施体制について検討していきます。

その他、児童相談所の開設により、知的障害に係る療育手帳の判定業務や、障害児入所施設に係る業務が県から移譲されます。これらの業務についても発達支援班を中心に子ども家庭総合支援センターが担っていく予定です。

※ 1 国立成育医療研究センター：平成 29 年 11 月 16 日付けプレスリリース「就学前早期の自閉症児への療育介入は、社会予後を改善させる可能性」参照

【発達課題に係るライフステージ別支援体制】



- ・一貫した切れ目ない相談支援体制を構築
- ・コーディネート的役割を遂行（相談体制構築・関係機関の連携・情報の一元管理など）

（エ）児童相談所

a 位置づけ

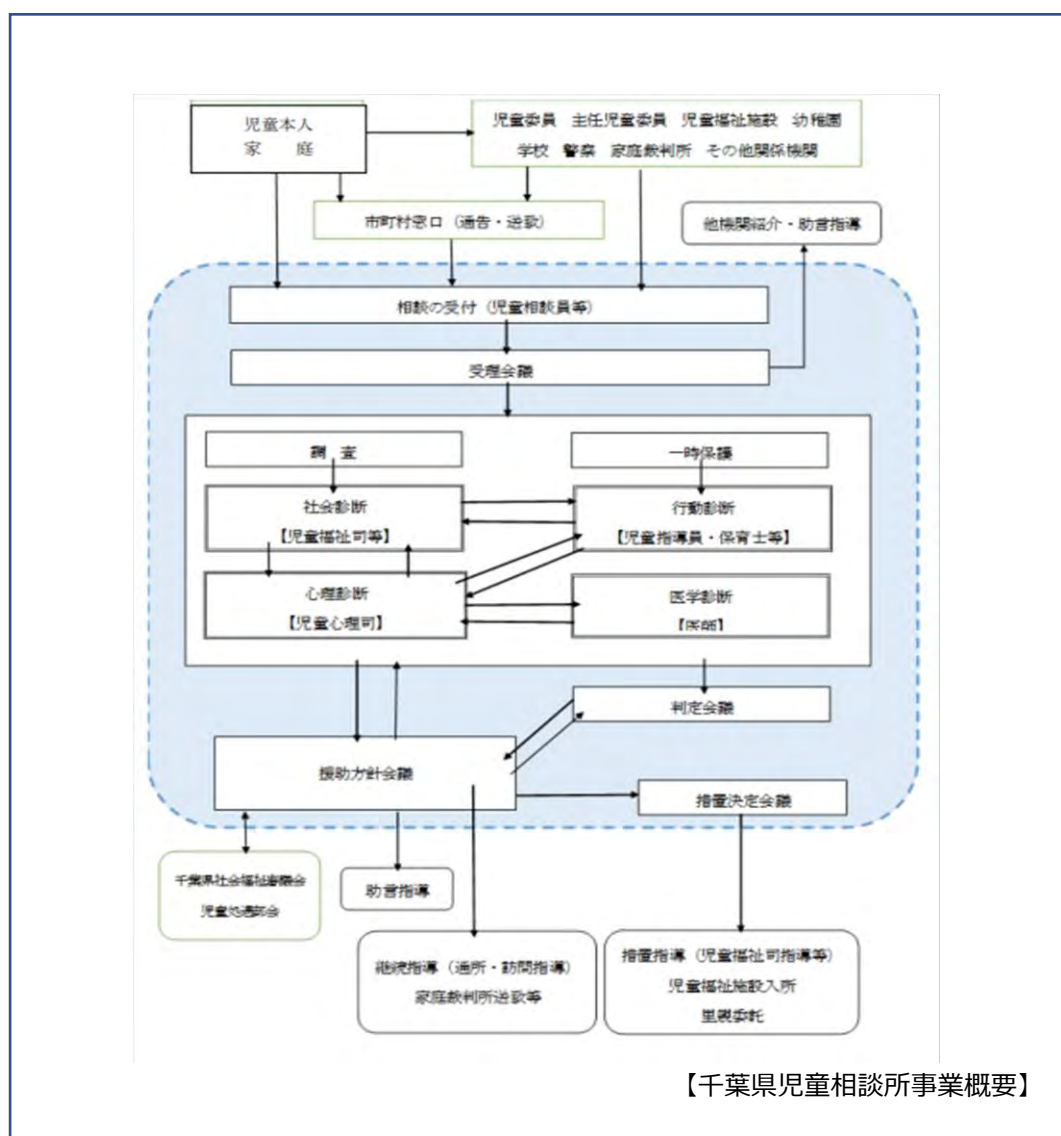
児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づき、18 歳未満の子どもに関する相談に応じるとともに、子ども家庭総合支援拠点との連携を図り、高い専門性をもって児童虐待等の重篤なケースに対応する行政機関です。

児童相談所として必要とされる機能等は基本計画 3 ページに示したとおりです。

【児童相談所の機能】（児童相談所運営指針） ※基本計画3ページ再掲

相談機能	子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から統合的に調査・診断・判定し、それに基づいた援助方針を定め、一貫した子どもの援助を行います。
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して、一時保護します。
措置機能	必要に応じて子どもを児童養護施設への入所や、里親への委託等を行います。

【千葉県児童相談所での相談対応の流れ】



b 「子ども・若者総合支援センター」での役割

子ども家庭総合支援センター内における児童相談所機能は、家庭児童相談班等と連携を図り、児童虐待等の緊急性が高く重篤なケースや広域調整が必要なケースに対応します。

また、母子保健等の既存事業や家庭児童相談班等の支援の中で、子どもの安全等が十分に確認できないような場合には、立入調査や一時保護等の権限を行使していくこととなります。

また、子ども・若者総合支援センターでは、全ての子どもや家庭への子育て支援に取り組む妊娠子育て相談センターや、はぐはぐひろば、また困難を抱える子どもやその家庭への継続的な支援を担う子ども家庭総合支援センターの家庭児童相談班等と、同一施設内で日常的に情報共有や支援会議等を重ねることによって、より迅速かつ的確に子どもや家庭の状況変化を把握し、子どもの安全・安心を確保することができます。

一時保護となった子どもについては、家庭環境が改善し親元に戻る場合も、家庭に戻れず施設や里親に措置等になった場合も、いずれも継続的な見守りや支援が欠かせません。児童相談所を含めた子ども家庭総合支援センターが中心となり、地域全体で困難を抱える子どもや家庭を見守り、18歳以降の自立に向けて、青少年センター機能との連携を図りながら、継続的な支援を提供できる環境の整備を図ります。

(オ) 一時保護所

a 位置づけ

一時保護所は、児童福祉法第12条の4の規定に基づき、児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、児童虐待や非行等の理由により子どもを一時的に保護するための施設です。

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身や置かれている環境等の状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守ります。

一時保護については、国でガイドラインを策定しており、一時保護中においても子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを受けられることが重要であるとされています。

しかしながら、全国の児童相談所においては、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができない場合が多いこと、一時保護

期間の長期化などの問題が指摘されています。

【一時保護のあり方】

緊急保護	・ 虐待等により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるとき ・ 迷子、棄児、家出した子どもなど保護者や宿所がないとき ・ 保護者の死亡、入院、病気、離婚、家出、逮捕等により、子どもが家庭で生活することが困難なとき
調査・行動観察	・ 子どもの心身の状況や養育環境を把握する必要があるとき ・ 非行や家庭内暴力、不登校等の子どもを一時的に保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき
短期入所指導	・ 短期間の心理療法、生活指導が有効とされ、他の方法による援助が困難なとき

b 設置場所と保護定員

本市が開設する一時保護所においても「一時保護ガイドライン」に基づき、子どもの最善の利益のため、家庭的な環境の中で子どもの権利が尊重され安心して生活できる保護の実施を行います。そのため、保護した子どもへの適切な面接や指導、行動観察を効果的かつ効率的に行えるよう、一時保護所は子ども・若者総合支援センターの施設内に併設します。

なお、本市の一時保護所の定員は、基本計画のとおり令和元年度の柏市の子どもの1日当たりの平均保護人数が13名、また最大保護人数が24名であることから、25名を想定しています。また、一時保護所では、概ね2歳以上の子どもを保護し、2歳未満の乳幼児については、乳児院や医療機関、里親等への一時保護委託を実施する予定です。

c 「子ども・若者総合支援センター」での取り組み

一時保護は、原則、本市での保護を前提としつつも、子どもやその家庭の状況を踏まえ、必要に応じて他自治体へ委託するなど相互利用等の連携を図れるよう体制の構築を図ります。

一時保護の機能として、柏市と同じ中核市である横須賀市では、母子保健事業と協働し、継続対応ケースに一時保護施設を息抜き、休息的に利用させるなどにより、在宅支援を図る予防的保護を効果的に行っています。これは児童虐待防止法にある「未然防止から自立に至る一貫した支援」に基づくものであり、子どもの支援に一元的に取り組める中核市の児童相談所のメリットを活かした取り組みです。本市にお

いても虐待発生後の緊急保護のみならず、未然防止の段階から児童相談所や一時保護所の機能を活用しながら、子どもたちの安全と安心を確保していきます。

なお、一時保護所は、可能な限り家庭的な環境を考慮し、心身のケアのみならず、日常の生活習慣への指導など、子ども一人一人の状態に合わせた支援等を提供します。また、子どもの意見聴取等の仕組みとして子どもアドボケート（子ども意見表明支援員）の配置や、第三者機関等による一時保護所の運営への審査・調査等についても検討を図ります。

【一時保護所機能のポイント】

居室等	子どもが安心して生活ができるよう、可能な限り家庭的な環境や子どものプライバシーに配慮し、居室のみならずトイレや浴室等の空間も個人で利用する形態を検討します。
学習室	子どもの年齢や学習状況は様々であるため、学習室は複数用意し、小学低学年、高学年、中学生以降の年代ごとにわけると、落ち着いた空間で学習できる環境を検討します。 また、通学が困難な子どもを考慮し、ICTを活用した学習教材の活用を検討するなど、可能な限り学習に遅れが生じないよう支援に取り組みます。
運動スペース	室内外に運動スペースを設けるなど、センター内で自由に体を動かせる環境を検討します。

イ 総合相談窓口

（ア）保護者や子どもからの相談

子ども家庭総合支援センターでは、保護者等に相談窓口をわかりやすく案内するため、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける「総合相談窓口」を設置する予定です。総合相談窓口は、センター内の相談窓口のほか、電話相談においても同様に保護者等が気軽に相談しやすい環境を目指します。

また、保護者等のみならず、子どもたちが自ら相談できるよう、「子ども専用の相談受付ダイヤル」の開設をあわせて検討するとともに、子ども・若者総合支援センターを認知してもらえるよう、学校等を通じて子どもたちへの周知を図っていきます。

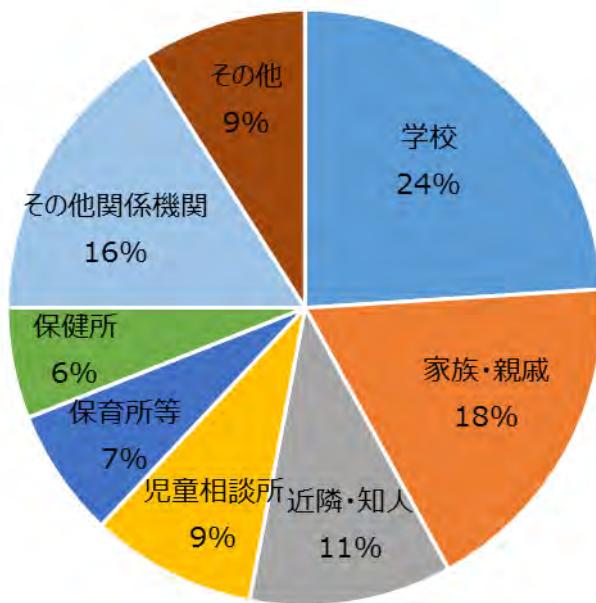
「総合相談窓口」では、あらゆる相談に対応するため、配置する相談員は経験豊富な職員を配置するとともに、また、相談から支援までを迅速かつ的確に対応できるよう、効率的かつ効果的な組織体制と施設内の整備を図ります。

(イ) 関係機関からの相談・通告

児童虐待防止対策の推進においては、市関係部署のみならず、要保護児童対策地域協議会の参加団体等の関係機関との連携は不可欠です。

そのため、これらの関係機関等については、日常的な情報共有のほか、緊急時には迅速な対応等に取り組めるよう、連絡体制の確立を検討します。

【家庭児童相談担当への通告元】（令和２年度）



(ウ) 189・夜間通報

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、近くの児童相談所にすぐに通報できる全国共通の電話番号です。発信した電話の市内局番等により（携帯電話からの発信はコールセンターを通じて）、管轄の児童相談所に転送される仕組みです。

児童相談所開設後は、総合相談窓口、189の通報、また夜間の緊急時の電話対応等を含めた分かりやすい仕組みと受付体制（※）の構築について、引き続き検討を図ります。

※育児や里親、ヤングケアラーなどの相談を受ける児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783）への対応も行います。



取り組み③ 若者支援

(4) 青少年センター

ア 社会的背景

国では、新型コロナウイルス感染拡大が長期化するなか、子ども・若者の自殺者数が過去最多（令和2年）になるなど、多くの子ども・若者が不安を高め、望まない孤独の問題が顕在化しているとし、令和3年4月「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」を策定、孤独や孤立問題への対応を強化する方針を示しています。

令和7年までの計画である同大綱では、子ども・若者育成支援の基本的な方針・施策として5本の柱を設け、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すものとされています。

若者への支援においては、コロナ禍の若者等の孤立を問題として令和3年2月、内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」が設置され、自殺防止や高齢者の見守りなど関係府省にまたがる政策を束ねる司令塔の役割を担っています。

また、同年4月には児童養護施設退所者等への実態調査の結果が公表されました。本調査は、児童養護施設等で育った若者に対する初めての実態調査であり、令和元年度までの5年間に施設等を退所した約2万人を対象に実施されました。しかしながら、対象者の居場所や連絡先が分からないケースが多く、調査票を配付できたのは35.7%、回答は対象全体の14.4%でした。調査結果からは、回答者の7割が就労するも、うち4割超が非正規雇用であることや、過去1年間に医療機関を受診できなかった経験がある人が2割程度いる等の実態が示されています。

6月には「子供・若者白書」が策定され、子どもや若者が居心地の良いと感じる「居場所」に着目し、「家庭」「学校」といった居場所が多いほど「充実感」「将来への希望」など、いずれの項目でも前向きな気持ちとなるとの分析結果等を示しています。

イ 国・千葉県の取り組み

国では、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境の悪化、また、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化から、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、「子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備」、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備」を目的に、平成22年4月1日より子ども・若者育成支援推進法が施行されています。

同法では、国に「子ども・若者育成支援推進大綱」の策定を義務付けており、先

述のとおり令和３年、第３次の大綱が策定されています。

本大綱では、法の目的と基本理念に基づいた５本の柱を基本的な方針として設定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進するとしています。

- １ 「全ての子供・若者の健やかな育成」
- ２ 「困難を有する子供・若者やその家族の支援」
- ３ 「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」
- ４ 「子供・若者の成長のための社会環境の整備」
- ５ 「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」

子ども・若者育成支援推進法では、地方公共団体における子ども・若者育成支援として、大綱を勘案した「子ども・若者計画」の作成を都道府県及び市町村の努力義務としています（法第９条）。また、地方公共団体には、子ども・若者支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として「子ども・若者総合相談センター」（法第１３条）の設置や、社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるように、関係機関等により構成される「子ども・若者支援地域協議会」（法第１９条）の設置に努めることが求められています。

千葉県では、現在、第３次となる「千葉県青少年総合プラン」を策定しているほか、未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」や「千葉県子ども・若者総合相談センター『ライトハウスちば』」を設置し、関係機関と連携・協力しながら各種施策を推進しています。

ウ 柏市でのこれまでの取り組みと現状

全ての子ども・若者への相談や支援は、福祉や教育など分野は幅広く、その取り組みも多岐にわたります。

本市においては、未就学期の子育て支援から学齢期の教育分野での取組への切れ目ない支援に加え、「かしわ地域若者サポートステーション」での就労支援や、ラコルタ柏での福祉の総合相談や障害者等の社会参加・就労支援等において、多岐に渡る属性の方への支援に取り組んでいます。

【かしわ地域若者サポートステーションの実施状況】

年度	新規登録者数		延べ利用者数
令和2年度	10代:15人 20代:67人 30代:32人 40代:20人	計 134人	2,518人

また、現在、子ども家庭総合支援拠点の役割を担う家庭児童相談では、困難を抱える18歳未満の高校生等の支援や見守りにも取り組んでいます。

令和3年5月時点で支援を行っていた17歳(18歳到達者含む)の要支援児童等(13人)の状況においては、以下の表のとおりネグレクト(育児放棄)家庭が多く、その背景には保護者の障害、ひとり親家庭、多子世帯等、養育が困難な状況が見受けられます。

また、子ども自身も、発達等の障害、不登校歴、ヤングケアラー等の課題があり、家に自身の居場所がなかったり、社会性が身についていない等の困難を抱えている状況が見られます。

このような困難を抱えた子どもについては、自ら積極的に新たな相談や支援先を求めることが難しい状態にあるため、18歳以降も既に関係性を構築している相談しやすい場所での継続支援が必要なところです。

【要保護児童対策地域協議会で管理中の17歳の要支援児童等の状況】(令和3年5月)

保 護 者	ネグレクト (育児放棄)	69.2%(9/13)	子 ど も	発達や精神等の 障害	69.2%(9/13)
	親に障害	61.5%(8/13)		不登校歴	38.5%(5/13)
	ひとり親家庭	53.8%(7/13)		ヤングケアラー	15.4%(2/13)
	多子世帯	53.8%(7/13)			
	養育者の不在	15.4%(2/13)			

※施設入所等により県で管理している要保護児童を除く

※上記人数には、管理中に18歳に到達した者を含む

※ひとり親は、法的な離婚等を問わず事実上保護者ひとりで養育の負担を負っている家庭。また、保護者の心身の課題や子どもの発達課題は、要因や医学的な根拠を問わず、あくまでケースワーク上のアセスメント(評価)によるもの。複数項目への該当者あり。

エ 「子ども・若者総合支援センター」を中心とした若者支援

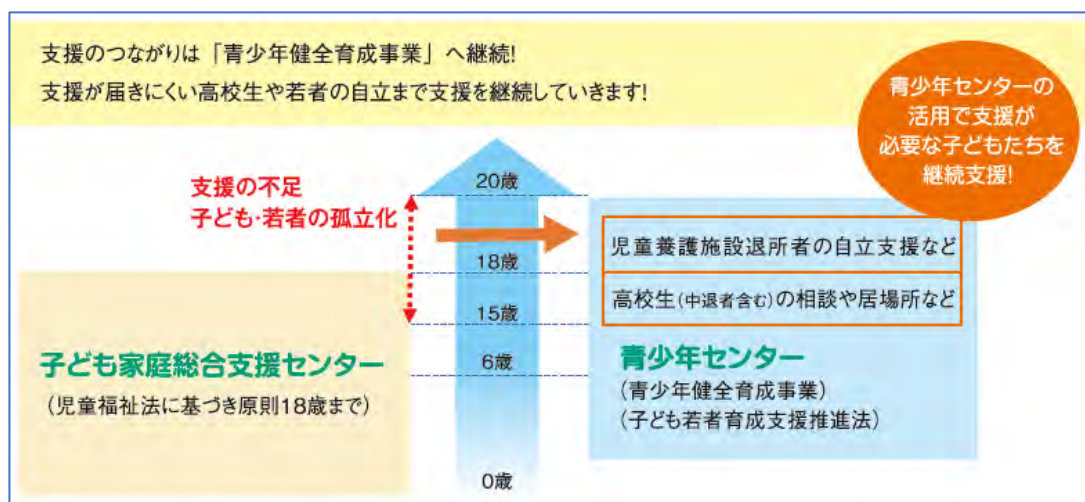
先述のとおり本市では、各関係部署や機関にて若者への支援に取り組んでいるものの、法が求める「子ども・若者計画」の策定や「子ども・若者総合相談センター」等の

設置には至っておらず，子どもから若者への切れ目ない支援体制の構築等については課題を有しています。

子ども・若者総合支援センターでは，子ども家庭総合支援センターにおいて子どもの出生から18歳までの切れ目ない支援体制の構築に取り組むところであり，青少年センター機能と連携することにより，子ども・若者育成支援推進法に基づく18歳以降の若者への支援についても，同じ施設内にて取り組むことが可能となります。

市では，学校等で中学生までのほとんどの子どもたちの状況を確認できる一方，広域的な活動となる高校生以降はその確認が難しく，子どもたち自らが相談できる環境や居場所が必要です。

そのため，子ども・若者総合支援センターには，若者にとっても，分かりやすい相談窓口の設置を見据え，法が求める「子ども・若者総合相談センター」の設置を検討するとともに，子どもから若者の自立まで一元的な相談支援体制を構築できるその特性を踏まえ，「子ども・若者計画」の策定についても検討を図ります。



4 子ども家庭総合支援センターの組織及び職員体制

(1) 組織体制

子ども・若者総合支援センター内では、子どもの出生から若者の自立までの相談支援を一元的に取り組むため、先述のそれぞれの機能が円滑に連携しあい、迅速かつ的確な支援を継続的に提供できるよう各取組を進める必要があります。

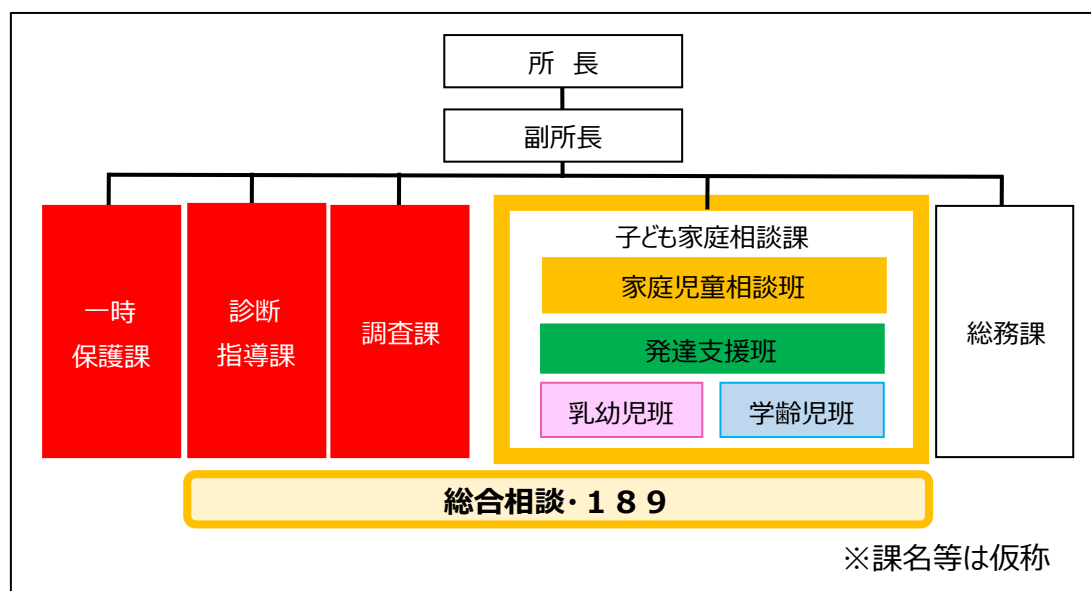
このため、その中核をなす「子ども家庭総合支援センター」において、子どもに関するあらゆる相談に対応するとともに、要保護及び要支援児童の情報の一元管理を行います。

また、子どもや家庭への支援や介入にあたっては、これらの情報と専門職によるアセスメント（評価）や調査・診断をもとに、センター内で迅速かつ的確に支援方針を決定し、同方針に従い各機能が一貫した支援を継続的に提供していきます。

これらの過程や意思決定を同一の組織及び施設内で取り組める意義は大きく、最大限の効果を発揮できる体制を検討していきます。

子ども家庭総合支援センターの組織体制については、基本計画で示したとおり、児童相談所機能となる調査課、診断指導課、一時保護課に加えて、子ども家庭総合支援拠点等の役割を持つ子ども家庭相談課などの部署（部署名は全て仮称）を設ける予定です。

【子ども家庭総合支援センター組織体系イメージ図】



(2) 職員体制

児童相談所機能に従事する職員については、児童福祉法、同法施行令、同法施行規則及び児童相談所運営指針等に基準が定められていることから、当該基準を参考に円滑な運営が可能となるよう適切な人員配置を行っていきます。

また、配置基準の定めのない機能や職種については、子ども家庭総合支援センターの適切な運営のため必要な人員を確保していきます。

なお、子ども家庭総合支援センターの所長のほか、児童福祉司や児童心理司のS V（スーパーバイザー）及び総合相談窓口に対応する相談員については、児童相談所業務等における一定の経験を有する必要があるため、開設の初期段階等において千葉県からの派遣等を検討していきます。

一時保護所に従事する職員については、準用される児童養護施設に係る児童福祉施設の最低基準（下表参照）を踏まえつつ、子どもたち一人一人の生活や学習等に寄り添った支援、無理のない夜間勤務ローテーションの構築ができる人員を配置します。

【子ども家庭総合支援センターの職員の配置想定（一時保護所を除く）】

職種	配置人数	配置基準	資格等
所長	1 名	—	医師，社会福祉士，児童福祉司として2年以上勤務する者
副所長	1 名以上	—	医師，社会福祉士，教員，事務職等を想定
児童福祉司	3 0 名程度	人口 3 万人に 1 人，その他児童虐待に係る相談実績に応じて加算	社会福祉士，精神保健福祉士，保健師，保育士等の一定の資格を有し，講習修了の要件を満たす者
児童福祉司 S V	6 名程度	児童福祉司 5 人に 1 人の配置	児童福祉司として 5 年（※）程度の経験を有する者 ※国が新たに導入を予定している「子ども家庭福祉の認定資格」の取得者は 3 年に短縮される可能性あり
児童心理司	1 5 名程度	児童福祉司 2 人に つき 1 人以上	公認心理士，心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる職員は大学において心理学を専修する学科等の課程を収めて卒業した者が含まれなければならない
児童心理司	3 名程度	—	児童心理司として 10 年程度の経験を

SV			有する者
乳幼児班	5名程度	—	母子保健事業に精通する保健師を想定
学齢児班	5名程度	—	学校現場に精通する指導主事等を想定
発達支援班	15名程度	—	心理職等を想定
一般事務	8名程度	—	センター内の施設管理及び庶務機能を想定
その他	未定	—	警察官，児童精神科医，弁護士等の配置を想定

(令和4年3月現在)

【一時保護所の職員の配置基準】

職種等	配置基準		資格等
児童指導員 ・保育士	満2歳未満	概ね1.6人につき1人	社会福祉士，精神保健福祉士，3年以上児童福祉事業に従事した者で都道府県知事が認めた者等
	満2歳以上 満3歳未満	概ね2人につき1人以上	
	満3歳以上の 幼児	概ね4人につき1人以上	
	小学生以上	概ね5.5人につき1人以上	
看護師	乳児	概ね1.6人につき1人以上	
その他	—	—	嘱託医，事務，会計年度任用職員（心理療法担当職員，教員OB等）

※現在，国において一時保護所の設備・運営基準の策定を予定しているため，その動向も踏まえて具体的な配置人数を検討していきます。

5 施設整備

(1) 施設整備地の概要

ア 施設整備地の決定

冒頭で触れたとおり、施設の整備先については、基本計画の中で「青少年センターの敷地内」を候補地とし、検討・調査を進めてまいりましたが、

- ① 新施設の整備に適した面積を有すること
 - ② 市所有地であり、用地買収に伴う財政負担等がないこと
 - ③ 子どもの支援拠点として、青少年センターやはぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）、教育支援センターきぼうの園等、児童福祉や青少年健全育成（若者支援）等の効果的な連携が図れる土壌があること
 - ④ グラウンド等の活用により、子ども連れの利用者が訪れやすい環境としやすいこと
 - ⑤ 一時保護所として適切な閑静な環境である一方、主要駅からの路線バス等が一定本数あるほか、国道に近く、比較的アクセスしやすい環境であること
- などの事項を総合的に勘案し、「柏市青少年センターの敷地内」を施設整備地とすることといたしました。

青少年センター敷地の状況については下表のとおりです。

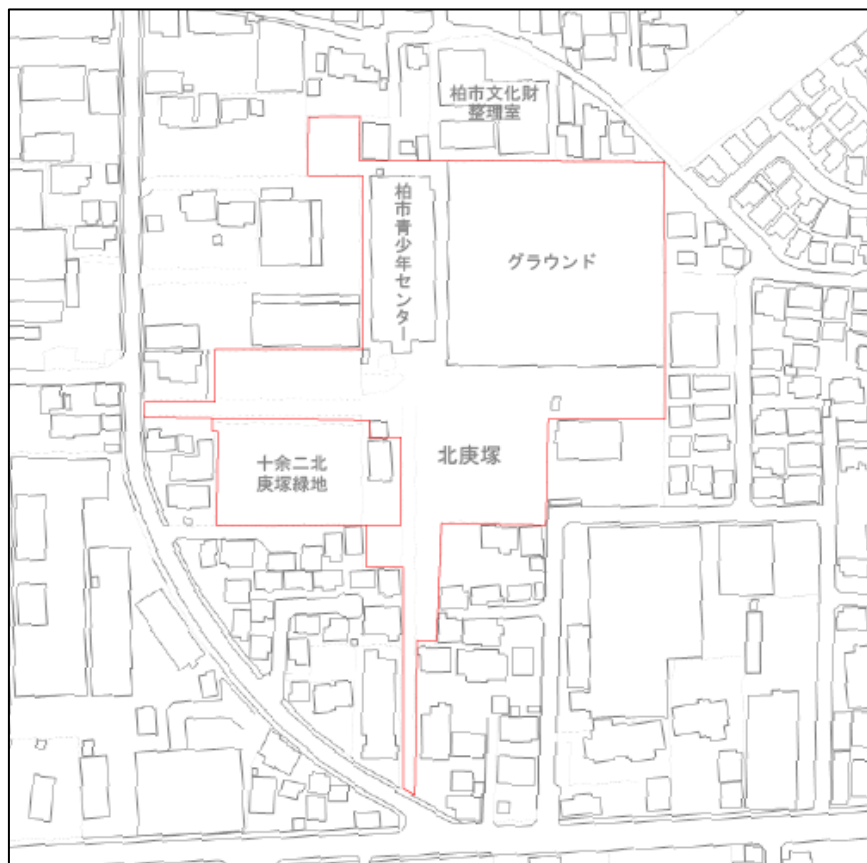
【整備地の概要】

所在地	千葉県柏市十余二 313-92 （住居表示） 千葉県柏市十余二字北庚塚 313-92 外 29 筆（地名地番）
地域地区	都市計画区域内 市街化区域 工業地域 許容建ぺい率 60% 許容容積率 200%
防火地域	指定なし、法 22 条区域
高度地区	指定なし
日影規制	なし（北側周囲を含めて工業地域）
その他の 主な規制	柏市開発事業等の設計等に関する指導要綱 千葉県建築基準法施行条例 柏市建築基準法等施行等規則 景観計画区域（柏市全域） 柏市緑を守り育てる条例による緑化計画
敷地面積	青少年センター敷地： 17,214 m ² （実測面積 18,751 m ² から、きぼうの園敷地 1,537 m ² を除く）、十余二北庚塚緑地：2,116 m ²
前面道路	西側 市道 01048 幅員 8.0m

【整備地の位置】



【整備地の周辺地図】 ※柏市都市計画図より



⇒至、十余二交差点

なお、施設整備地の決定にあたり、下記のとおり住民説明会を実施し、貴重な御意見等をいただいています。今後の施設整備に可能な限り反映できるよう引き続き協議、検討を図ります。

【住民説明会の開催状況】

対象	実施日	主な意見等
近接住居・事業者 (当日参加：延べ11人)	令和4年 1月29日 ・30日	・遊べる場所が減っている。グラウンドは少しでも多く残してほしい。 ・緑地の遊具の代替設置場所を確保してほしい。 ・緑地の樹木は低木でも緑は残してほしい。 ・避難所や投票所等の機能の検討が不足 ・グラウンド等で遊ぶ子どもが外から一時保護児に言葉をかけるなどしてトラブルにならないか心配
東十余二・新若柴町会加入世帯等 (当日参加：延べ16人)	令和4年 2月19日 ・20日	・児童相談所と同じ施設になることではぐはぐひろばや子育て相談が利用しづらくなれないか懸念 ・遊べる場所が減っている。グラウンド縮小の影響を懸念する。他候補地での開設も検討してほしい。 ・青少年センターの隣に併設する案はグラウンドが大きく縮小されるため反対 ・取り組みの意義は理解するも住民へのリスクと対策への説明が不足

※上記のほか、令和3年10月、事業概要を説明したリーフレットを近隣町会の方等に配付・回覧し、周知を図っています。(新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、説明会に代えて実施したもの)

【住民説明会での意見への対応】

主な意見	対応策
グラウンドの維持について	・青少年センターを解体し、一体化した施設を建設し、グラウンドの縮小を軽減します。 ・別途、敷地内及び建物内で子どもが遊べる空間を確保できるよう検討します。
緑地の樹木と遊具について	・樹木は伐採するも敷地内に同程度以上の緑を確保します。遊具を含め子どもが遊べる空間を確保できるよう検討します。
避難所や投票所等の既	・避難所や投票所等の調整事項や、その他の住民への影響については、施設整備の段階において引き続き、

存の機能について	それらの事項を勘案した検討を図ります。
一時保護児童とのトラブルについて	・グラウンド等から一時保護児童の顔を確認したり、会話できるような構造にはならない見込みです。 ・施設内外で一時保護児童と利用者が顔を合わせることはありません。
施設や相談の利用しやすさについて	・児童相談所開設後も市が重視するのは、子育て支援等による児童虐待等への未然防止です。複合施設は子どもや保護者が気軽に利用できる機能や設備を整備できるよう検討します。
近隣住民の安全安心について	・施設整備にあたり、施設の動線面等の工夫や防犯カメラ等の設備、警備員警察官等の配置により、施設内の危険行為の発生抑制や迅速対応を図ります。 ・一時保護児が安心して生活できるよう、一人一人に寄り添い、子どもの行動への十分な対応とケアを図れる人員体制と見守りを重視した対策を講じます。

イ 既存施設の取り扱い

青少年センターは、青少年の健全育成を目的に昭和 63 年に竣工した施設です。

平成 31 年 3 月策定の「柏市公共施設等総合管理計画 個別施設再編方針」では、本施設は耐用年数を迎える 2048 年（令和 30 年）まで「現状のまま存続」の方向性を示しています。

しかしながら、以下の事項を踏まえ検討した結果、既存施設を解体し、子ども家庭総合支援センターと青少年センターを一体化した複合施設「（仮称）柏市子ども・若者総合支援センター」を建設することといたしました。

項目	分析
若者支援の充実	市が目指す「子どもから若者までの切れ目ない支援」を実施するにあたり、同一施設内で、児童福祉法から原則外れる 18 歳以上の若者への支援に取り組めること
施設利用者及び近隣住民への影響を軽減	青少年センターの既存のグラウンド等の機能を維持し、新施設建設による周辺住宅への日影等の影響を抑制できること
施設機能の共有による効率的な施設運用と	青少年センターの体育館や会議室を子ども家庭総合支援センター等と共有を図ることによって、青少年センター機

財政負担	能を新施設に含めても大きな増床はなく、築 30 年以上経過した施設の維持費と同程度の財政負担により建設でき、土地と建物の効率的な運用を図れること
------	--

複合施設の整備にあたっては、公共施設等総合管理計画にある稼働率に関する課題を踏まえ、体育館や会議室等は子ども家庭総合支援センターとの共有を図るなど、効率的な運用を検討します。

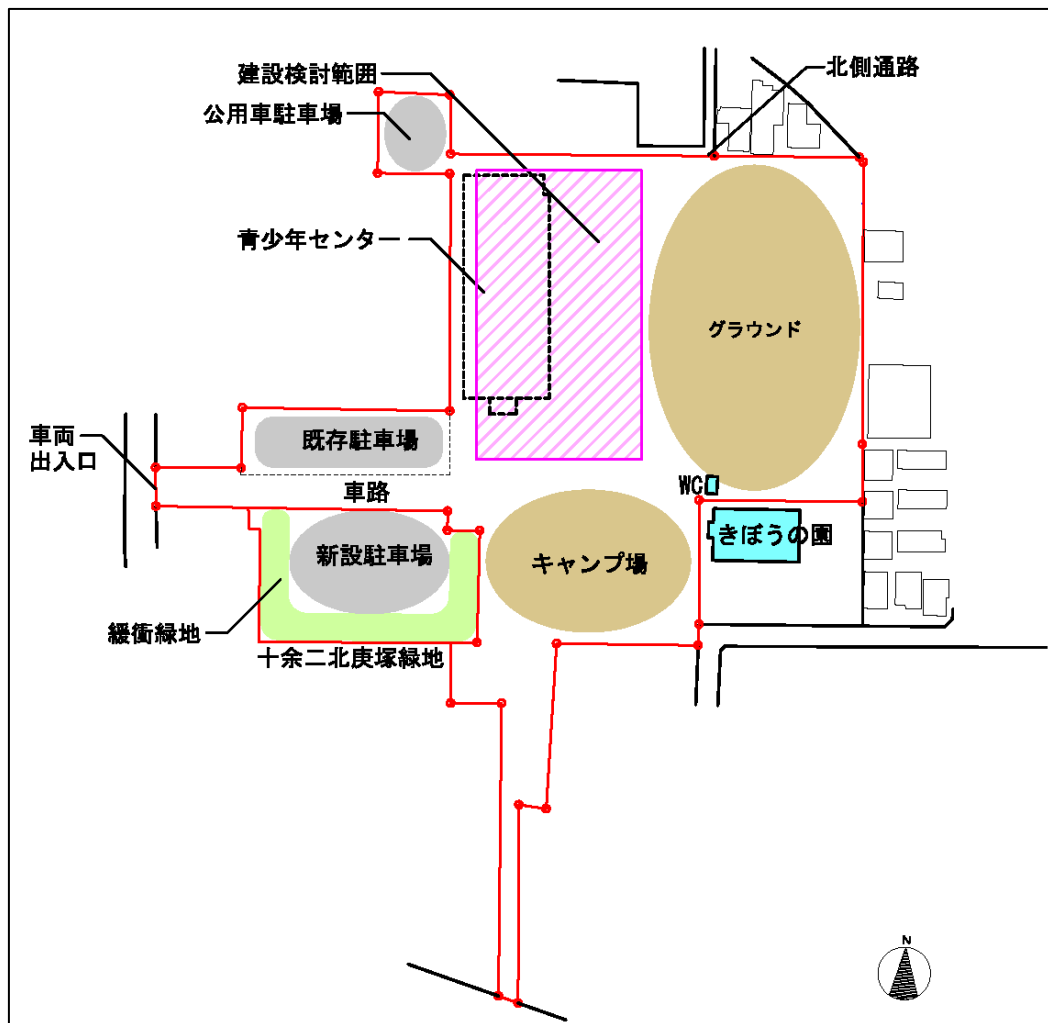
また、解体工事に伴い、新施設の建設までの間、青少年センターの利用ができなくなることから、同施設での実施事業や関係団体・登録利用団体の活動については、代替施設の検討を行っていくほか、地域との交流や連携についても避難場所・避難所等の設定も含め、関係町会等と引き続き協議、検討していきます。

なお、教育支援センターきぼうの園については、建設からの経過年数が短いことなどから現状のまま利用します。

ウ 整備範囲

整備地は、工業地域に該当するため日影規制の対象外となりますが、周辺に一般住宅も多く点在することから、これらの一般住宅への日影時間が最小限に抑えられるよう、整備地内における施設の建設については、次ページの図の建設検討範囲内（斜線部分）を目安として整備を進めるものとします。

【敷地内活用案】 ※今後の設計の中で変更となる可能性があります。



エ 法規制・必要協議

整備にあたって考慮等が必要となる主な法規制や協議は下表のとおりです。

法令・協議事項	該当	規制内容等
都市計画法・開発許可申請 (良好かつ安全な市街地形成と無秩序な市街化の防止を目的に開発行為の制限を設けるもの)	×	区画形質の変更がないため、許可申請不要 ただし、開発許可不要証明は必要
土壌汚染対策法 (土壌汚染の状況把握や措置、健康被害の防止を目的に土地形質変更の際に届け出るもの)	○	3,000 m ² 以上の土地の形質変更時に届出
柏市埋蔵文化財取扱要綱・要領 (開発事業等と文化財保護の円滑で適正な調整を図るもの)	○	土木工事が発生する行為は事前協議を実施 (入谷津遺跡は東測地(ちば青報マップ))
屋外広告物条例 (屋外広告物の適正な設置・管理による街の景観維持、適正な設置・管理を図るもの)	×	工業地域のため条例上「第4種規制地域」に区分されるため非該当

柏市緑を守り育てる条例・緑化計画書 (緑地の保全・緑化の推進を図り、良好な生活環境を備えた街づくりを図るもの)	○	500 m ² 以上の敷地の開発行為等を行う場合に提出。条例上「基本緑化率」10%の基準に該当
柏市建築物における駐車施設附置条例 (駐車場整備地区内に建築等を行う建築物に敷地内の駐車場附置が必要となるもの)	×	駐車場整備地区(柏駅周辺)外のため非該当
景観法・柏市景観まちづくり条例 (良好な景観の形成、市民・事業者との協働による景観づくりの推進を図るもの)	○	建築物の新築等で該当。工業系地域での大規模建築物として届出
CASBEE 柏・建築物環境配慮計画書 (建築物の省エネルギー対策や長寿命化など総合的な環境配慮の取り組みを図るもの)	○	延床 2,000 m ² 以上の新築等の建築物は特定建築物として計画書を提出
千葉県福祉のまちづくり条例 (施設について高齢者や障害がある人たちが安全で快適に利用できるような整備を図るもの)	○	児童福祉施設は床面積に関わらず該当。特定施設として届出
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) (高齢者や障害者等に配慮したバリアフリー化を推進するもの)	○	特定建築物に該当。建築物移動等円滑化基準への適合努力義務
柏市開発事業等計画公開等条例 (事業者と近隣住民等の対話の機会を設け、建築等の紛争等の未然防止を図るもの)	○	中高層建築物 300 m ² 以上であり、かつ工業地域の高さ 12m超に該当。構想届出書を提出。近隣住民等へ建築物の計画を公開
食品衛生法 (調理施設として適正な衛生管理を図るもの)	○	一時保護所の児童への食品の調理及び提供を行う施設として届出
消防法 (防火対象物に応じて設置すべき消防用設備の設置等により火災の発生防止等を図るもの)	○	防火対象物として消防用設備等の届出
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物のエネルギー消費性能基準等への適合義務等により消費性能の向上を図るもの)	○	延床面積 2,000 m ² 以上の大規模建築物は特定建築物として該当。適合性判定申請書を提出
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (建築物の衛生的環境の確保により、公衆衛生の向上、建築物の環境衛生の向上を図るもの)	*	執務室の延床面積 3,000 m ² 以上で特定建築物として該当。使用開始届出を提出 * 該当の有無未定
建築基準法 (建築物の敷地、構造、設備、用途に関する最低基準を定めるもの)	○	基準に準じた建築確認申請を提出
基準等	該当	備考
児童相談所運営指針	○	地域の実情に即した適切な運営及び活動を実施するための指針
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	○	一時保護所の設備及び職員配置基準の根拠として左記基準の規定を準用

（２）施設整備方針

新たに建設する子ども・若者総合支援センターの施設については、基本計画で掲げた市が目指す児童相談所における４つのポイント（「あらゆる相談に対応できる窓口」「支援体制の一体化」「関係機関との緊密な連携」「一時保護所」）を踏まえて、『安心して相談できる環境』『落ち着いて過ごせる一時保護環境』に重点を置いて整備します。

また、新たな施設は、児童相談所機能のほか、妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）や、はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）、青少年センターを始めとした青少年への支援の拠点等を併設した複合施設として整備することとなります。このため、整備にあたっては、利用者の安全安心や一時保護所のプライバシーに配慮するため『複合施設における動線の明確化』を図るとともに、限られたスペースを有効活用できるように『諸室の共用による施設の効率的活用』を図ります。

なお、児童虐待相談対応件数が全国的に増加傾向にあり、開設後も児童相談所の体制強化や新たな行政需要への対応が予想されること、また機能間の円滑な連携を図れるよう、執務室等については、将来的な人員増や体制の変化に対応できるよう、『柔軟な使い方を意識した設計』を目指します。

このほか、トイレ等の共用部について『ユニバーサルデザインの推進』を図るほか、施設の『二酸化炭素排出量の抑制』を意識した施設整備を行ってまいります。

【施設整備の７つのポイント】

- ① 安心して相談できる環境 ② 落ち着いて過ごせる一時保護環境
- ③ 複合施設における動線の明確化
- ④ 諸室の共用による施設の効率的活用
- ⑤ 将来を見通した柔軟な使い方を意識した設計
- ⑥ ユニバーサルデザインの推進 ⑦ 二酸化炭素排出量の抑制

《具体的取り組み内容》

① 安心して相談できる環境

・利用しやすい施設環境（屋内・屋外）

児童相談所の機能を含む複合施設においても、全ての子どもや保護者等が気軽に安心して利用できる施設整備を図ります。

妊婦や乳幼児の親子を対象にした妊娠子育てセンター（子育て世代包括支援センター）や、はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）を設置するほか、授乳室やおむつ替えスペース、ベビーカー置き場などを設置し、子育て家庭が気軽に訪れ、

交流を図れる環境を整えます。また、屋外についても、駐車や乗降のしやすい駐車場や、子どもが自由に遊べるグラウンド等のスペースを確保します。

なお、施設内外は発達等の障害を抱えた子どもとその保護者にとっても利用しやすい整備を図ります。

- ・ **一般相談スペースと専用相談スペースの区分**

子ども・若者総合支援センターでは、現在、市が担っている家庭児童相談や就学相談などの相談に加えて、これまで千葉県の子童相談所が行ってきた児童虐待への対応や療育手帳の判定業務など、より専門性が高くセンシティブな内容を扱う相談にも対応することとなります。このため、心理面談室等の専門性の高い相談スペースについては、一般の相談スペースと分けし、利用者が気兼ねなく相談できる環境を整えます。

- ・ **気軽に声をかけられる総合相談窓口と、利用しやすい一般相談スペースの設置**

子どもに関するあらゆる相談に対応するため、総合相談窓口は相談者に分かりやすく、気軽に訪れやすい場所に配置します。また、子ども家庭総合支援センターで対応する家庭児童相談や就学相談などの一般相談スペースについては、総合相談窓口や執務室の付近など、乳幼児連れの保護者等も利用しやすい箇所に設置します

- ・ **相談者のプライバシーを確保（動線や音漏れ対策）**

相談スペースについては、他の利用者に相談内容が分からないよう配慮します。とりわけ心理面談室などの専用相談スペースについては、障害や児童虐待等のセンシティブな内容を扱うため、一般相談スペースと分け、導線や防音対策等を講じるなど、プライバシーの確保に配慮します。

② 落ち着いた過ごせる一時保護環境

- ・ **家庭的な安らぎを感じることができる環境**

一時保護所は、いわゆる「施設」というイメージではなく、可能な限り一般的な家庭に近い環境を整備していきます。

- ・ **居室の個室化と余裕のある空間**

小学生以上の児童の居室についてはプライバシーに配慮し、個室を原則とします。ただし、小学校低学年の児童や兄弟での入所など相部屋での生活が良い場合も想定されることから、相部屋も男女別に整備します。

居室の広さについては、国の最低基準よりも余裕のある空間とするほか、幼児の居室や学齢児の相部屋については、柔軟な受け入れや対応が可能となるよう十分なスペースを確保します。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染対策を踏まえ、静養室の確保のほか、保護所内の感染を防止できる保護所内の配置や動線等を検討します。

- ・ **居室以外にも保護児童が落ち着ける環境を整備**

保護所内に児童が利用するリビングやテラスなどの設置を検討し、日中活動外の時間に居室以外でも児童がリラックスできる場所を確保できるよう努めます。

- ・ **児童の健康保持等のため、雨天時にも使用できる屋内運動スペースを確保**

運動スペースについては、施設内に体育館などの屋内運動スペースを整備し、雨天時でも児童が運動できる環境を整えます。

- ・ **事務室から保護児童の状況がわかるよう居室等を配置**

児童の安心安全確保の観点から、児童の居室については、一時保護所職員の執務スペースになるべく近い場所に設置するなど、職員から見渡しやすく、かつ緊急時にすぐにかかけつけられる配置とします。

- ・ **多様な年代や性別に対応できる学習環境の整備**

一時保護所では、小学生から高校生まで様々な学年・性別の児童が在籍することから、年代や性別に合わせた学習機会が提供できるよう学習室を複数整備することとします。また、受験生や集団生活に課題を抱える場合など、居室での学習が必要な児童へも配慮できるようにします。Wi-Fi 環境を整備し、ICT を活用した学習等にも取り組みます。

③複合施設における動線の明確化

- ・ **利用者等の安心安全やプライバシーを意識した各機能の動線の区分**

施設のゾーニングの検討にあたっては、利用者や保護児童の安心安全確保や生活環境の保護のため、施設内の各機能の動線が重複しないようなゾーニングを検討します。また、児童相談所や専用相談スペース等の利用者のプライバシー等にも配慮した整備を図ります。

- ・ **はぐはぐひろばや青少年センターの土日祝日利用を見据えた動線の設定**

児童相談所では機密性の高い情報を扱うことから、はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）や青少年センターの土日祝日の利用を想定した動線についてもゾーニングに反映します。

④諸室の共用による施設の効率的活用

- ・ **相談室・面談室の機能間の共同利用**

子ども・若者総合支援センターでは、児童相談所のほか、家庭児童相談や母子保健、発達支援など既存の市の相談業務に取り組むこととなることから、限りあるスペースを最大限に活かすため、相談室や面談室などについて、各機能間での

共同利用などを視野に入れた整備を行います。

- ・ **時間帯を分けた体育館等の共同利用**

広いスペースが必要となる体育館についても、青少年センターを利用する児童と一時保護所の保護児童が利用する時間帯を分けることで、効率的な活用を図ります。会議室等についても利用する曜日や時間帯を考慮し、子ども家庭総合支援センターと青少年センターの共同利用を図ります。

⑤ **将来を見通した柔軟な使い方を意識した設計**

- ・ **将来の職員増を考慮に入れた執務スペースの確保**

全国的に児童虐待相談対応件数が増加している状況を踏まえて、職員の執務スペース（事務室）については、将来の増員を見据えてゆとりのあるものとします。

- ・ **機能間の円滑な連携や将来の体制の変化等を考慮した執務空間**

機能間の日常的な情報共有や緊急時の迅速な調整等に取り組める執務スペース等を確保、配置します。また、制度改正等による将来的な体制の変化や見直しに対応できるよう配慮します。

⑥ **ユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすい設備）の推進**

- ・ **子育て世代が訪れやすい環境の整備**

授乳室や幼児用トイレなどの設置のほか、駐車場等の施設内外の各設備についても小さい子どもやその保護者が利用しやすい整備を図ります。

- ・ **バリアフリー化**

発達に課題のある子どもや障害を抱えた方の利用が比較的多く見込まれることから、トイレの整備や駐車スペースの設置など施設のバリアフリー化を進めていきます。

⑦ **二酸化炭素排出量の抑制**

柏市では、2050年（令和32年）までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」とする目標を掲げています。公共施設における二酸化炭素排出量の抑制に向け、新施設の建設にあたっては「CASBEE 柏（※）」でAクラス以上を目指すとともに、低炭素化技術の導入を積極的に検討していきます。

※CASBEE 柏：国土交通省が主導で開発した建築物の環境配慮の度合いを総合的に評価するシステム（CASBEE）をベースに、評価項目に本市の地域特性等を加えて編集したもの

（３）施設内ゾーニングと諸室

ア 基本ゾーニング

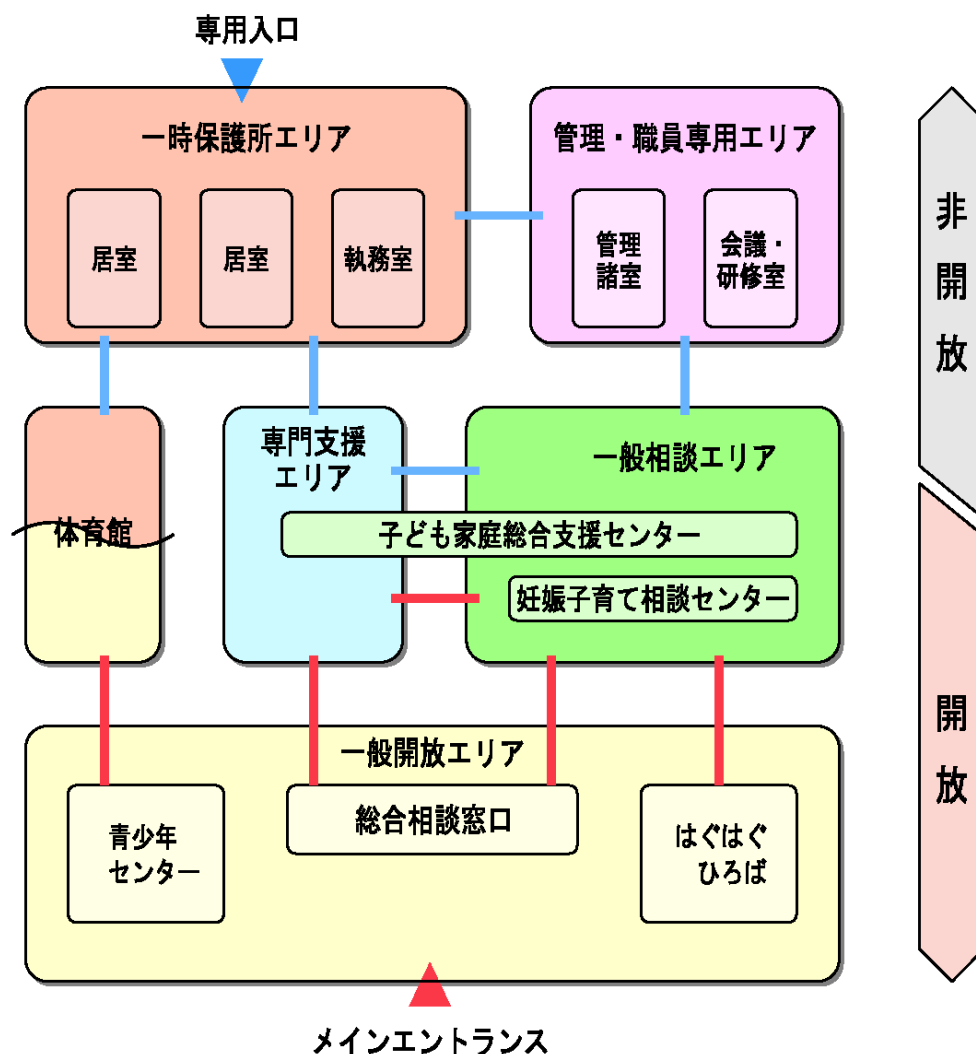
子ども・若者総合支援センターでは、子どもの出生から若者の自立までの相談支援に一元的に取り組むため、多種多様な目的で市民が訪れる施設となるほか、一

時保護所では、施設内で児童が日常生活を過ごすことになるため、各機能の役割に応じた配置、動線の検証が必要となります。

このため、センターの各機能の特性や利用者の目的に合わせ、施設内を「一般開放」、「一般相談」、「専門支援」、「一時保護所」、「管理・職員専用」の5つのエリアに分けて各諸室を配置することといたします。

各エリアの配置にあたっては、総合相談窓口を置き、市民が多く利用することになる「一般開放エリア」を入口付近に配置するとともに、「一般相談エリア」、「専門支援エリア」については、相談内容に応じて「一般開放エリア」からのスムーズな連携を図れるような配置とします。一方、児童の生活の場となる「一時保護所エリア」や機密性の高い情報を扱う「管理・職員専用エリア」については、他のエリアと動線を分離し、プライバシーとセキュリティに配慮した構成とします。

【基本ゾーニングイメージ】



イ 一般開放エリア

子どもに関するあらゆる相談を受け付ける総合相談窓口を設けるとともに、子育て世帯への支援等を行う「はぐはぐひろば」（地域子育て支援拠点）を配置します。また、若者支援の機能は、従来の青少年センターの利用者・団体のほか、新たな若者支援事業の利用者も訪れやすい配置とします。

このほか、多様な世代の方が利用・交流できるギャラリーやカフェ、絵本や子育て関連の図書コーナーなど施設利用者が気軽に訪れられるような機能を設けることも検討します。

なお、従来の青少年センター施設の体育館や会議室等は、他のエリアとの共用が図れるような配置といたします。

【一般開放エリアに設ける諸室】

部門等	室 名	想定人員 又は室数	想定面積 (㎡)	設備・機能等
子ども家庭総合 支援センター	エントランスホール・ 総合相談窓口		235	カフェコーナー、図書コーナー、多目的スペースなどを設けることを検討
はぐはぐひろば	はぐはぐひろば	25 人	160	地域子育て支援拠点。定員 25 名想定
	事務室	5 人	20	
	相談室	1 室	10	
	一時預かり	10 人	50	定員 10 名想定
来所者利用	トイレ・授乳室		80	・余裕あるスペースで整備 ・障害のある方など向けに多目的トイレも設置 ・幼児用トイレや授乳室、おむつ替え室をはぐはぐひろばの近くに別途設置
小 計			555	
青少年センター	相談・居場所等		240	青少年の居場所を提供 地域交流事業での利用も想定
	事務室	5 人	20	
	相談室	1 室	10	
	会議室	1 室	60	移動式の壁で 2 室に分割も想定
	体育館			一時保護所体育館と共用
来所者利用	トイレ		35	
小 計			365	
合 計			920	

※面積等は現時点の想定であり、今後の設計の中で変更となる可能性がある。

ウ 一般相談エリア

一般相談エリアには、子ども家庭総合支援センター機能のうち、主に支援の部分を担当子ども家庭相談課（家庭児童相談班、乳幼児班、学齢児班、発達支援班）のほか、妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）を配置します。

事務室については、職員の連携を図るため、可能な限り職員全員がまとまって執務できる環境とするほか、室内での打合せや将来の増員等も踏まえた余裕のある空間とします。

相談室については、相談人数に応じた利用ができるよう広さの異なる複数の部屋を集約して設置する予定です。なお、子ども家庭総合支援センター内の各部署間で相談室を共用することで、効率的な活用を図ります。

また、事務室に隣接した倉庫を設け、ケースファイル等を格納するほか、将来のさらなる職員増員時における事務スペースとしての活用も見据えた構造とします。

【一般相談エリアに設ける諸室】

部門等	室 名	想定人員 又は室数	想定面積 (㎡)	設備・機能等
子ども家庭総合支援センター （子ども家庭相談課）	事務室	72 人	288	・窓口カウンター含む ・想定人員（非常勤含む） 家庭児童相談班 34 人 乳幼児・学齢児・発達支援班等 38 人
妊娠子育て相談センター	事務室等		50	相談ブース、計測ブース等含む
小 計			338	
共通利用	相談室 A	8 室	80	10 ㎡程度
	相談室 B	2 室	24	12 ㎡程度
	相談室 C	2 室	36	18 ㎡程度
小 計			140	
合 計			478	

※事務室については、事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）第 2 条を満たす環境（労働者一人当たりの床面積×高さが 10 ㎡以上）を想定

※面積等は現時点の想定であり、今後の設計の中で変更となる可能性がある。

エ 専門支援エリア

専門支援エリアでは、児童相談所等で実施する児童の心理・発達検査や司法面接、被害確認面接などを行うための部屋（面談室、療法室、プレイルーム、医務室など）を配置し、専門的な検査、支援を行います。

各面談室等については、プライバシーに配慮するとともに、児童が落ち着いた環境で検査を受けられるような環境・配置とします。また、一般開放エリアや一般相談エリアとは別に専門支援を受ける利用者の入口や待合用のスペースの設置を検討し、相談者が周りを気にせずに訪れられるよう配慮します。

医務室については、各面談室との連携が図れるような配置とします。

【専門支援エリアに設ける諸室】

部門等	室 名	想定人員 又は室数	想定面積 (㎡)	設備・機能等
児童相談所	待合コーナー		36	・専門支援エリア利用者の待合コーナー ・子育て関連等図書の設置も検討
	心理面談室	3 室	54	心理検査・面接，発達検査等を使用。 18 ㎡程度
	司法面談室	1 室	30	モニタールーム併設。被害確認面談も想定
	医務室	1 室	15	療育手帳の心理判定等を使用 診療所登録も可能な機能を想定
	プレイルーム	1 室	36	
	観察室	1 室	15	プレイルームに隣接して設置
	家族療法室	1 室	24	家族関係を修復するための療法を行う
	箱庭療法室	1 室	24	
	倉庫		30	箱庭や心理関係の備品用具入れ，面談室，療法室に隣接設置
	トイレ		36	
合 計			300	

※面積等は現時点の想定であり，今後の設計の中で変更となる可能性がある。

オ 一時保護所エリア

児童虐待等により保護された児童（概ね 2 歳から 18 歳未満）が、一時的に生活をする場所となります。保護所内には、児童が生活するための居室やトイレ、浴室等を設けるほか、日中活動の場として学習室や体育館等の運動スペースを設けます。なお、保護児童の安全とプライバシー確保のため、他のエリアとは独立させ、一般の施設利用者が立ち入れない空間とします。

居室については、学齢児は個室を原則とし、プライベートな空間とするほか、国の最低基準を超える面積を確保します。幼児の居室についても、一時的な収容人員の増加にも対応できる広さとします。また、年齢及び性別により、居室ゾーンを分け、互いに安心して利用できる環境とするとともに、トイレや浴室も各居室ゾーンに設け、家庭に近い環境で利用できるように整備します。

また、日中活動を行うゾーンは、メリハリのある生活となるよう居室ゾーンとは分けるほか、屋内運動スペースとなる体育館については、青少年センター等の一般開放エリアの利用者と時間帯を分けて共用することで、有効活用を図ります。

【一時保護所エリアに設ける諸室】

部門等		室 名	想定人員 又は室数	想定面積 (㎡)	設備・機能等
管理ゾーン		事務室	33 人	132	想定人員（非常勤含む）
		インテーク室	2 室	24	受入れ時の初回面接室。受入れ後、居室を通らずに入れる位置に設置
		医務室	1 室	15	看護師配置
		児童所持品保管庫		24	保護児童用の衣類他、生活必需品を保管
		洗濯・乾燥室		24	保護児童用の洗濯機・乾燥器置場
		宿直室	1 室	18	児童の居室からは見えない位置に設置
		職員更衣室・休憩室		50	
		職員トイレ		20	
		倉庫		36	
		厨房		60	食堂隣接、調理員の控室を内部に設置
居室ゾーン (定員 25 名)	幼児 (5 名 想定)	居室	2 室	33	弾力的な受入を考慮し、国基準（3.3 ㎡/名）より広い想定
		プレイルーム		33	幼児が児童指導員と多人数での利用を想定
		トイレ・洗面・浴室		12	
	学齢児 (男) (10 名 想定)	居室 A	6 室	60	個室 10 ㎡想定。ベッド、学習机、収納スペース（布団）を設置
		居室 B	2 室	32	2 人部屋 16 ㎡想定。ベッド、学習机、収納スペース（布団）を設置
		ラウンジ（デイルーム）		20	ユニット型とする場合は、ユニット毎に設置

		トイレ・洗面・浴室		38	家庭同様の廊下から直接入る個室型を想定。トイレは洋式便器を設置
	学齢児 (女) (10名 想定)	*		150	* 学齢児（男）と同様の構成・機能
共通利用ゾーン (日中活動等)		食堂		70	児童最大 25 名 + 職員が入る広さを想定
		多目的トイレ		6	障害児入居等への対応
		静養室	2 室	60	室内にトイレ・浴室を設置。居室ゾーン外に設置。1 室 30 m ² 程度を想定
		学習室	3 室	72	年齢別学習等を考慮し、2 室以上整備 1 室 24 m ² 程度を想定
		体育館		500	一般開放エリアの利用者と共用。ミニバスケットコート程度の広さを想定
合 計				1,489	

※面積等は現時点の想定であり、今後の設計の中で変更となる可能性がある。

(その他今後の検討事項)

- ・ 男女の各居室ゾーンにおいて、きめ細かな支援が行えるユニット化を検討
- ・ 男女の各居室ゾーンについて、可変式の壁等を設けるなど、保護児童の男女比の変動にフレキシブルに対応できる機能を検討
- ・ 事務室については、各居室ゾーンが見渡せる配置を工夫
- ・ 児童の移動動線と交錯しない厨房への食材搬入動線の確保
- ・ 国が策定を検討する一時保護所の設備・運営基準への対応

カ 管理・職員専用エリア

管理・職員専用エリアには、児童相談所機能を担う調査課や診断指導課等の各部署の事務室を設けるほか、倉庫や会議室、職員用休憩室、守衛室などを設けます。なお、特に機密性の高い情報を扱う児童相談所の事務室や倉庫等については、セキュリティ面を考慮し、一般の利用者との動線を分けることとします。

事務室については、職員の連携を図るため、可能な限り一般相談エリアを含め、職員全員がまとまって執務できる環境とするほか、事務所衛生基準規則第2条に準じた広さ(48ページ参照)を確保するとともに、課内での打合せスペースや将来の増員スペースにも配慮した造りとします。

研修などの外部の利用も想定される会議室・研修室等については、外部からの動線も確保するほか、参加人数に応じた会議が可能となるよう可変性のある部屋を複数設けます。

【管理・職員専用エリアに設ける諸室】

部門等	室 名	想定人員 又は室数	想定面積 (㎡)	設備・機能等
子ども家庭総合 支援センター	所長室	1 室	18	センター長の執務室。事務室内又は隣接して設置
	事務室	50 人	206	・想定人員（非常勤含む） 総務課 8 人，調査課 22 人， 診断指導課 20 人 ・監視カメラのモニター設置を検討
	ミーティングスペース		48	事務室内又は隣接して設置
	会議室		50	
共通利用	会議室・研修室	4 室	220	各種会議や研修等に使用。大会議室 120 ㎡を想定
職員専用	更衣室		50	男女別に設置
	職員休憩室		60	男女別に設置
	職員トイレ・給湯室		40	トイレ器具は事務所衛生基準規則第 17 条に準拠
	守衛室	1 室	36	・時間外・児相専用入口の管理，施設警 備員の控室 ・当直室も設置
	用務員室・清掃員 室		25	清掃委託業者待機場所
	倉庫(ファイル室含む)		170	適所配置。合計で 170 ㎡程度
	外部倉庫・廃棄物庫		40	外部倉庫にはグラウンドやキャンプ場の備 品，掃除具等を収納
	公用駐車場		50	一部公用車（3 台程度）を駐車
合 計			1,013	

※面積等は現時点の想定であり、今後の設計の中で変更となる可能性がある。

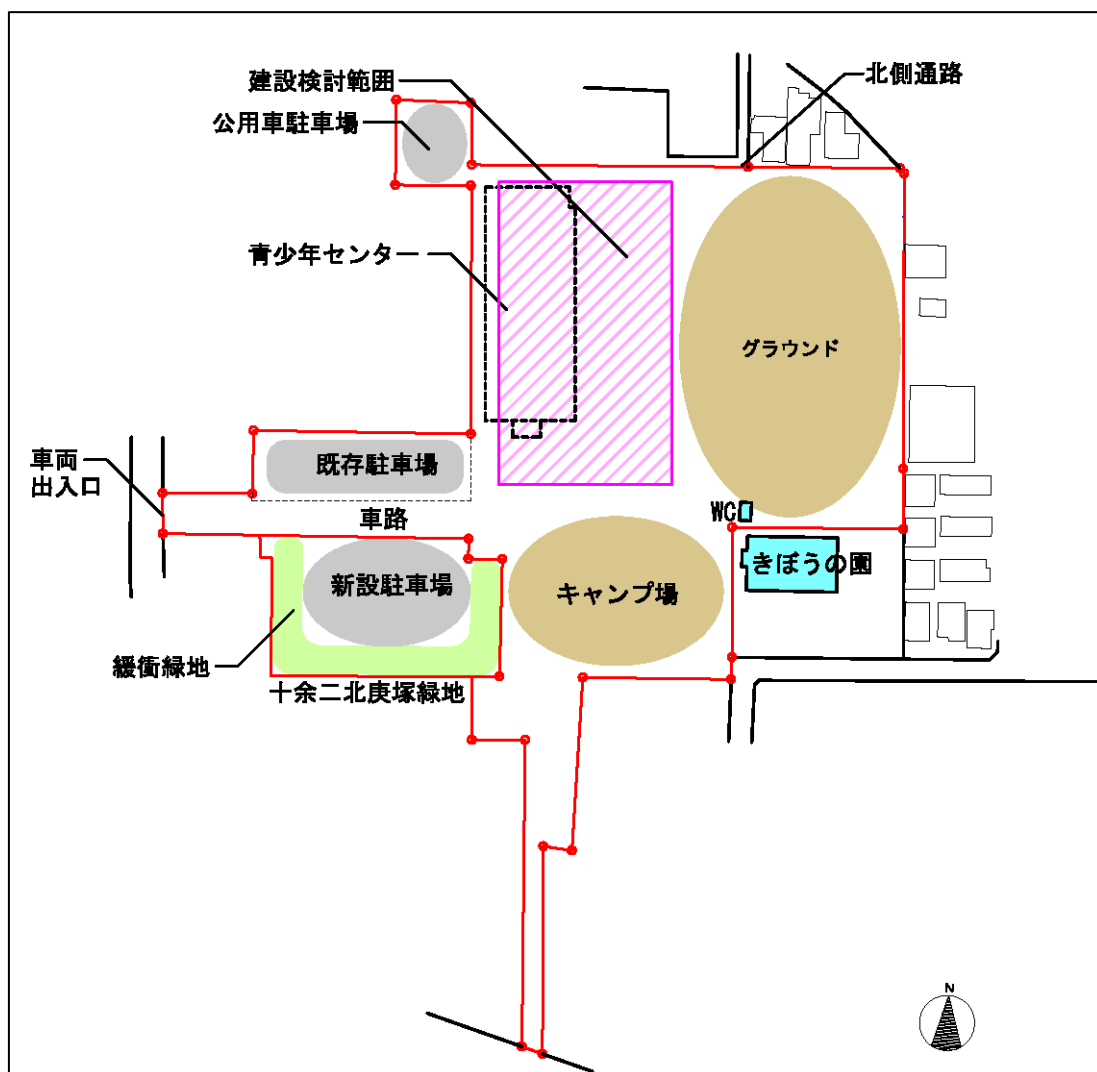
キ 外部エリア（グラウンド、駐車場、緑地）

新施設の整備エリアについては、隣接住宅への日影等の影響を抑えるとともに、一時保護所への専用動線の確保など施設の特殊性も考慮し、下図の範囲を建設検討範囲として設定します。

また、駐車場については、既存の青少年センター等の利用者のほか、現在の柏児童相談所や家庭児童相談担当等の利用状況を踏まえた適切な駐車スペースを確保するほか、別途、20 台程度の公用車用駐車場も設置します。

このほか、外部エリアの整備にあたっては、建物からグラウンドや緑地、駐車場等への動線など敷地全体の利活用を意識し、一体的な整備を行います。

【敷地内活用案】 ※40 ページ再掲



(4) 施設規模・建物仕様

ア 施設規模

各諸室条件や想定必要面積等を踏まえ、子ども・若者総合支援センターの施設規模は、延床面積で 6,000 m²程度を想定しています。なお、各エリア別の想定延床面積は、下表に示す規模を想定しています。

【延床面積】

区分	エリア	想定面積 (m ²)	構成比
専用部	一般開放	920	
	一般相談	478	
	専門支援	300	
	一時保護所	1,489	
	管理・職員専用	1,013	
小 計		4,200	70%
共用部	(廊下・PS・機械室等)	1,800	30%
合 計		6,000	100%

※面積等は現時点の想定であり、今後の設計の中で変更となる可能性がある。

イ 建物仕様

(ア) 耐震性能・災害時BCP（事業継承計画）

新施設には、児童相談所をはじめとした事務所機能に加え、児童が居住・生活する一時保護所が併設されることになります。また、既存の青少年センター施設と同様、複合化後も災害時における避難所として活用する予定です。

このため、施設の耐震安全性については、「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標」（国土交通省「耐震安全性の目標Ⅱ類」）とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図ります。

また、併設する一時保護所では、災害発生後も児童が生活することが想定されるため、発災後も施設を 72 時間稼働できる非常用発電等の整備を行います。

このほか、備蓄倉庫の整備や、発災直後に避難場所となるグラウンド等の敷地利用についても、今後検討を行っていきます。

(イ) 二酸化炭素排出量の削減

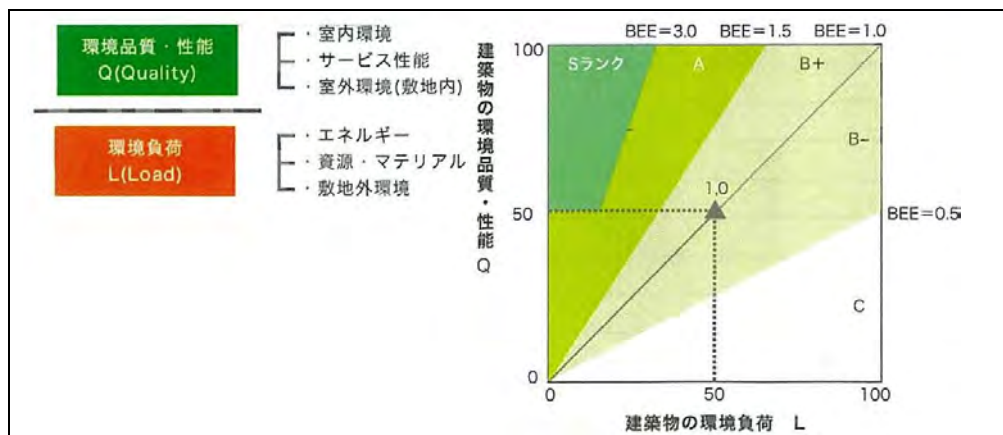
a 環境性能評価システム（CASBEE 柏）の目標値

本市では平成 19 年に「柏市地球温暖化対策条例」を制定し、これまでも二酸化炭素の排出抑制に取り組んできたところですが、この取組を進めるため、令和 4 年 2

月に、2050 年（令和 32 年）を目標に二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すこととしました。

このため、施設の整備にあたっては、二酸化炭素の排出抑制（省CO₂）を含めた環境負荷の低減を行い、CASBEE 柏による評価について「A ランク（大変よい）」以上を目指していきます。

【CASBEE 柏 ランク図】



ｂ 低炭素化技術の導入

公共施設における二酸化炭素の排出抑制については、本市では CASBEE 柏とは別に平成 26 年 4 月に柏市公共施設等低炭素化指針を策定し、公共施設における再生可能エネルギー設備の積極的な導入検討を行っております。このため、新施設整備にあたっては当該指針に従い、低炭素化のための設備等の導入検証を行い、二酸化炭素の排出抑制に努めます。

【指針における導入基準】 ※現段階で想定している施設の種類・規模に基づく

区分	対象設備等	導入基準
建築物	緑化（壁面・緑のカーテン・植え込み等）	◎
	屋根・外壁断熱（断熱材・断熱塗料）	◎
	窓の断熱（二重ガラス、二重サッシ等）	◎
	自然採光（トップライト、ライトシェルフ等）	○
省エネルギー性能機器	高効率照明（LED 灯、Hf 灯等）	◎
	高効率空調機	◎
	高効率給湯器	◎
	事務機器	◎
	照明制御（人感検知、適正照度）	◎
再生可能エネルギー	節水型衛生機器（自動水洗等）	◎
	太陽光発電	◎
	太陽熱利用	○
	地中熱利用	△

その他	コージェネレーションシステム	◎ * 1
	エネルギー・マネジメントシステム	◎ * 2
	燃料電池	△
	蓄電池	◎ * 3
	敷地内緑化	◎
	ミスト噴霧装置	△
	雨水貯留タンク・浸透枳の設置	◎
	電気自動車用充電設備（普通・急速）	△

【導入基準】◎：原則導入 ○：効果が高い順に優先して導入 △：導入可能性を検討し可能な場合に導入

* 1 熱源より電気と熱等を同時に生産し、それぞれ有効に活用する省エネシステム。給湯が必要なスケールメリットが大きい 20,000 ㎡以上の建物で採用されることが多い。

* 2 エネルギー使用状況の見える化を図り、管理・分析・制御等のエネルギー・マネジメントを可能とするシステム

* 3 費用対効果を十分検討して採否を決定とする。

（５）概算工事費

新施設の概算工事費については、実勢データベース（※１）の統計データを元に、新施設の想定条件等を踏まえて試算した結果、以下のとおりとなっています。

なお、新施設については、青少年センター敷地内のグラウンドやキャンプ場、隣接緑地の整備など広範囲な外部整備も想定されることから、外構工事費は建物本体とは別に単独項目として算出しています。

※ 1 一般財団法人 建設物価調査会の建物価格統計情報「JBCI」
（児童福祉施設・複合用途有、関東・東京圏統計）

【建物工事費】

6,000 ㎡（想定延床面積） × 533,350 円/㎡（㎡単価） ÷ **32.0 億円**

《主な試算条件》

- ・ R C（鉄筋コンクリート）造 2 ～ 3 階建、延べ面積 6,000 ㎡、耐震構造
- ・ 直接工事費は実勢変動率として 10%の上昇を考慮
- ・ 参照データは四分位値の第 3 四分位（上位 75%）を採用
- ・ マイクロコージェネレーションシステム(コージェネレーションシステムの小型パッケージ)、非常用発電装置、蓄電池システム等を導入

《その他注意事項》

- ・ 上記の試算条件における構造や設備等は、現時点の想定に基づくものであり、今後の設計の中で変更となる可能性がある。
- ・ 今後の景気動向に関しては十分な留意が必要
- ・ 計画地の地盤状況により、基礎工事費が大きく影響を受けるため、基本設計においては詳細な地盤調査が必要である。（軟弱地盤対策費は含んでいない）
- ・ 構造の違いによる工事費差は 5 %程度と想定される。

【外構工事費】 ※グラウンド、キャンプ場、緑地などの再整備費用

16,600 ㎡（想定整備面積） × 28,900 円/㎡（㎡単価） ÷ **4.8 億円**

上記を踏まえ、全体の整備費用としては、**約 37 億円**を見込みます。

(6) 今後の整備スケジュール

開設にあたっては、専門的な知識・経験のある職員の育成が不可欠であるため、人材の確保・育成期間を十分に確保する必要があります。また、施設の設計期間を確保しつつ、無理のない建設スケジュールを設定します。

なお、「子ども・若者総合支援センター」の開設時期については、令和8年度中を目標とします。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人材確保・育成	職員採用・児相派遣等 (事務引継)				
施設整備	基本設計・実施設計		建設工事	準備	開設
解体工事		解体工事			
国協議			事前協議	政令指定要請	

(7) 事業・発注手法の検証

ア 事業手法

公共施設の整備を行う場合、従来の自治体が直接入札等により発注する方法（従来型事業手法）のほか、PFIをはじめとした官民連携手法（PPP手法）による民間事業者のノウハウや民間資金を活用した事業手法があります。

- ・PPP（Public Private Partnership）とは、行政と民間が連携することにより、民間の創意工夫等を活用し、最適な公共サービスを提供する仕組みのことです。PFIのほか、指定管理者制度や包括的民間委託などがあります。
- ・PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に至るまでの全部又は一部に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、行政が直接実施するよりも効率的かつ効果的に行政サービスを調達する手法です。

本市では、平成29年に策定した「柏市PPP/PFI手法導入ガイドライン」に基づき、総事業費が10億円以上の公共施設整備事業等について、PFI方式等の導入検討を行っています。

このため、新施設の整備に向けて、当該ガイドラインで示す手法選択の留意点等も踏まえて、次のとおりP F Iの導入について検証を行いました。

(ア) 各方式の適合性

公共施設の新規整備の際に選択できるP F I方式として、B T O、B O T、B O O、B Tの4方式がありますが、このうちB O T方式、B O O方式については、事業終了後の所有権移転や施設の解体等が前提となるため、一時保護所など将来にわたっての利用が想定される本施設への導入には適さないものと考えられます。

【P F Iの各方式】

B T O方式 (Build Transfer and Operate)	民間事業者が、自らの資金調達で公共施設等を設計・建設(B)し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転(T)し、民間事業者が維持管理・運営等(O)を行う方式
B O T方式 (Build Operate and Transfer)	民間事業者が、自らの資金調達で公共施設等を設計・建設(B)し、維持管理・運営等(O)を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転(T)する方式
B O O方式 (Build Operate and Own)	民間事業者が、自らの資金調達で公共施設等を設計・建設(B)し、自ら所有(Own)し、維持管理・運営等(O)を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転が無い方式
B T 方式 (Build and Transfer)	民間事業者が、自らの資金調達で公共施設等を設計・建設(B)し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転(T)する方式

(イ) 法的規制

児童相談所は、児童虐待等への対応にあたり、一時保護や措置といった強力な行政権限を行使する機関であり、設置及び運営は、都道府県、政令指定都市及び政令で定める中核市・特別区が行うものと法令で定められています。

このため、運営を民間業者に委ねることはできず、維持管理・運営等（Operate）の範囲は限定的となります。

(ウ) 民間事業者の創意工夫等の余地

児童相談所及び一時保護所については、国が定める最低基準のほか、児童相

談所運営指針（旧・厚生省児童家庭局長通知）や一時保護ガイドライン（厚生労働省子ども家庭局長通知）等に基づいた整備が求められるため、設計や建築面における民間事業者の裁量の余地が小さくなっています。

また、本施設は、児童相談所だけでなく、従来からの市の相談機能や青少年センター等の若者支援の機能などをあわせ持つ市独自の複合施設となるため、民間事業者のノウハウを活用した整備方法に委ねることは極めて困難なものとなります。

（エ） 先行事例

新施設と同様の複合施設を P F I 方式で導入した国内事例はなく、また、一時保護所を併設した児童相談所の整備に係る P F I 方式の導入事例も希少となっています。このため、先行事例に基づくノウハウの活用も期待しづらいものとなります。

（オ） コスト面

民間の創意工夫やノウハウの活用の余地も少ないため、他の整備事業よりも費用縮減効果は少ないものと判断される一方で、その詳細な効果を測定するためには、調査費用（400 万円～700 万円程度※）や専門的なアドバイザーの支援業務委託費（2,000 万円～5,000 万円程度※）などに高額な追加費用を要する可能性があります。

※ 《「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」（平成 17 年 3 月内閣府民間資金等活用事業推進室）参照》

（カ） スケジュール面

P F I 方式を導入した場合、発注後の設計から竣工までの期間の短縮効果は想定されるものの、施設の特異性を踏まえると、導入のための詳細調査等の実施や、その後の事業者選定と発注までに通常よりも長期間必要となることが予想され、開設に向けたスケジュールの見直しが必要となります。

（キ） 結論

上記（ア）～（カ）を踏まえると、本施設の整備にあたり、適切なものとして選択できる方式がないと判断されることから、施設整備にあたっては従来型事業手法を選択するものとし、P F I は導入しないものとします。

イ 発注手法

事業手法として従来型事業手法を選択した場合，一般的な設計と施工を分けて発注する発注手法のほか，コストの削減や時間短縮を目的に，設計から施工までを一括発注する「D B（Design Build）方式」や設計段階から施工業者を参画させる「E C I 方式（Early Contractor Involvement）」による発注手法を選択することもできますが，前述の P F I の検証のとおり，民間業者の創意工夫の余地が少ないことなどから，従来型事業手法を選択した場合は，設計施工分離発注を前提に整備を進めていくこととします。

（８）整備財源

児童相談所の整備では，多額の費用がかかるため，各種補助金や地方交付税措置のある地方債などを活用し，市の財政負担を軽減していく必要があります。

このため，以下の補助金や地方債等の活用を図り，市の一般財源による負担の縮減に努めてまいります。

区分	国庫補助金	地方債
児童相談所		【施設整備事業（一般財源化分）債】 補助対象：事業費の 1/2 充当率：100% 交付税措置：70% 【一般単独事業債】 補助対象：事業費の残り 1/2 充当率：90% 交付税措置：50%
一時保護所	【次世代育成支援対策施設整備交付金】 補助額：定額補助(補助率 1/2 相当)	【一般補助施設等整備事業債】 補助対象：国庫補助対象事業費の 1/2 充当率：90% 交付税措置：50%

6 基本計画の課題への対応

(1) 人材の育成・確保

基本計画にあるように児童相談所の職員は、子どもの命や人権に関わる権限行使等にあたる業務を担うため、高い専門性と経験が求められます。

専門職については、児童福祉司の候補となる社会福祉士、精神保健福祉士のほか、児童心理司の候補となる公認心理師等の確保が必要となります。

一方で、国の児童相談所強化プランに基づき、千葉県や千葉市では児童相談所職員の増員を図っているほか、船橋市や特別区では、本市同様、児童相談所の開設に向けて人材の確保に努めているところであり、専門職の確保においては自治体間の競争が生じています。

そのため、本市では、平成 30 年度以降、必要な専門職を平準化して採用する等により人材確保に努めています。採用募集にあたっては、福祉関係の大学や社会福祉士や心理士の資格団体などに対し、子ども・家庭総合支援センターの開設を含め、本市の取り組みを紹介するリーフレットを配布する等、PR に努めています。引き続き、就労希望者のニーズ等を踏まえた募集活動を継続的に実施していきます。

また、子ども家庭総合支援センターの所長や児童福祉司等のスーパーバイザーについては、児童相談所業務の経験が豊富な職員であることを要することから、千葉県との児童相談所職員の派遣協議や、経験者採用等の実施等について、引き続き検討していきます。

一時保護所の運営においては、24 時間体制を要するため、夜間勤務を含めたローテーション勤務を想定しており、配置される職員の勤務形態等についても調整を図っていきます。

その他、千葉県児童相談所では、警察からの通報が全体の約 2 割を占めること等を踏まえ、所内に警察官を配置しています。本市の児童相談所開設にあっても、警察官のほか、児童精神科医や弁護士等の職種の配置についても検討及び調整を図っていきます。

人材の育成においては、令和 3 年度は 11 名の専門職を千葉県や千葉市等の児童相談所に派遣しており、令和 4 年度以降も継続的に派遣研修を行っていく予定です。また、令和 8 年度の開設を見据え、令和 6 年度以降の派遣においては、職員のスキル向上のみならず、児童相談所での実践経験を有した職員を柏児童相談所に派遣し、開所時に円滑な運営移管が行われるよう、ケースの引継ぎを踏まえた業務体制を千葉県との協議を図りながら構築していく予定です。

（２）広域的な連携

国では、家庭に戻ることができない子どもの社会的養護について、平成 28 年の児童福祉法改正により、家庭養育の優先の理念が規定され、平成 29 年には本理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめています。

令和 2 年度に千葉県が策定した「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」によると、県内の児童養護施設では、同ビジョンに基づき、施設の小規模化や地域分散化を進めており、施設の定員が大幅に減少する見込みとしています。そのため、千葉県では里親やファミリーホームへの委託を推進しているものの、現状においても社会的養護の受け皿が不足している状況であり、今後はさらに受皿不足が拡大してしまう可能性があるとしています。

千葉県では、里親委託率が 30.7%（令和 2 年度末）と全国平均 22.8%を上回るものの、一時保護所での平均在所日数は 60.4 日（令和元年度）と、全国平均 31.3 日を大きく上回り、全国で最も多い状況にあります。

本市は、柏駅を中心に生活圏域が重なる地域性があり、児童虐待によって家庭に戻ることができない子どもが、保護者と遭遇する可能性のある市内で安全安心に生活を送ることが難しい場合があります。そのため、市外の里親や施設を利用するケースが多くある可能性があり、千葉県の受皿不足は本市においても大きな課題であります。

社会的養護については、千葉県、千葉市、船橋市（令和 8 年度開設予定）の県内の児童相談所設置自治体はもちろんのこと、県外の自治体を含めて、その確保に努めていきます。

また、市外の里親等で暮らす子どもや里親についても継続的な支援を要することから、里親支援等については、広域的な活動に取り組んでいる民間団体等との連携について、引き続き、調査、検討を重ねていきます。

【一時保護所での平均在所日数（令和元年度）】

（日）

千葉県	東京都	埼玉県	茨城県	神奈川県
60.4	41.9	40.3	32.4	30.5

※全国平均値：31.3 日 ※出典：福祉行政報告例（令和元年度）

(3) 財政負担

全国の中核市や特別区において、児童相談所の開設が検討、推進されている中、近年、国の財政支援も拡大の傾向にあります。

しかしながら、児童相談所開設準備期間中の派遣職員の人件費等が各自治体の大きな負担となっているなど、引き続き、財政支援の拡充に向けて要望していきます。

【国の財政支援】

整備費	児童相談所	整備に係る地方債の元利償還金への地方交付税措置
	一時保護所	国庫補助金 1 / 2 上記の他、整備に係る地方債の元利償還金への地方交付税措置
運営費	児童相談所運営費	国庫補助金 1 / 2
	児童措置費	国庫補助金 1 / 2
	上記を除く一般財源	地方交付税措置

（仮称）柏市子ども・若者総合支援センター（児童相談所・青少年センター）整備計画
令和４年６月発行 柏市 こども部 こども支援室
住所 〒277-0004 千葉県柏市柏下 65-1（ウェルネス柏）電話 04-7128-5290